

# 愛知県地域防災計画（地震災害対策計画）

## 新旧対照表（案）

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
1	<p>(題名) 地震災害対策計画</p> <p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 2 節 計画の性格及び基本方針 1 地域防災計画 - 地震災害対策計画 - (1)(略) (2) この計画を効果的に推進するため、県及び市町村は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</p> <p>(3)、(4)(略)</p>	<p>(題名) 地震・津波災害対策計画</p> <p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 2 節 計画の性格 1 地域防災計画 - 地震災害対策計画 - (1)(略) (削除)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>表題の見直し</p> <p>構成の見直し</p>
1	<p>2 地震防災強化計画 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 6 条第 1 項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の地方公共団体は、地域防災計画において、(略)</p>	<p>2 地震防災強化計画 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 6 条第 2 項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の地方公共団体は、地域防災計画において、(略)</p>	<p>法の改正</p>
2	<p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 6 条第 1 項に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の地方公共団体は地域防災計画において、 東南海・南海地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項</p> <p>東南海・南海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>	<p>3 南海トラフ地震防災対策推進計画 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 5 条第 1 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の地方公共団体は地域防災計画において、 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>	<p>法の改正</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では<u>東南海・南海地震防災対策推進計画</u>と呼んでいるが、この計画においては第 2 編「災害予防」及び第 3 編「災害応急対策」で定めるものとする。</p> <p>〔<u>東南海・南海地震防災対策推進地域</u>〕</p> <p><u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として指定された地域は、<u>次の 51 市町村（平成 24 年 1 月 4 日現在）</u>である。</p> <p><u>名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町</u></p> <p>4 地震防災対策の実施に関する目標 (略)</p> <p>3 第 5 節 東日本大震災を踏まえた今後の対応 (略)</p> <p>4 第 2 章 本県の特質と災害要因 第 2 節 本県における既往の地震とその被害 本県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。 過去に本県に大きな被害を与えた地震は、<u>海洋型大地震と内陸型大地震</u>のタイプに分けることができる。</p> <p>5 1 <u>海洋型大地震</u> (略)</p> <p>2 <u>内陸型大地震</u> (略)</p> <p>第 3 節 社会的条件 (1) 高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の</p>	<p>を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では<u>南海トラフ地震防災対策推進計画</u>と呼んでいるが、この計画においては第 2 編「災害予防」及び第 3 編「災害応急対策」で定めるものとする。</p> <p>〔<u>南海トラフ地震防災対策推進地域</u>〕</p> <p><u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として指定された地域は、<u>県内の全市町村（平成 26 年 3 月 28 日現在）</u>である。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 2 章 本県の特質と災害要因 第 2 節 本県における既往の地震とその被害 本県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。 過去に本県に大きな被害を与えた地震は、<u>海溝型地震と内陸型地震</u>のタイプに分けることができる。</p> <p>1 <u>海溝型地震</u> (略)</p> <p>2 <u>内陸型地震</u> (略)</p> <p>第 3 節 社会的条件 (1) 高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の</p>	<p>地震防災戦略の廃止 対策の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>法の改正</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
6	<p>変化により、市街地等での建築物の高層化や地下街の拡大が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。</p> <p>また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、<u>災害時要援護者</u>の増大も懸念されている。</p> <p>（略）</p> <p>以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本県には、より深刻にあてはまることに加え、本県は、製造品出荷額等が平成22年で34年連続日本一となるほか、東西交通・物流の要衝であり、ひとたび災害が起きれば日本経済全体への影響は計りしれない。こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。</p>	<p>変化により、市街地等での建築物の高層化や地下街の拡大が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。</p> <p>また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、<u>要配慮者</u>の増大も懸念されている。</p> <p>（略）</p> <p>以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本県には、より深刻にあてはまることに加え、本県は、製造品出荷額等が平成24年で36年連続日本一となるほか、東西交通・物流の要衝であり、ひとたび災害が起きれば日本経済全体への影響は計りしれない。こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。</p>	情報の更新
7	<p>第3章 被害想定</p> <p>第1節 基本的な考え方</p> <p>本県に被害を及ぼすと考えられる地震は、<u>海洋型大地震と内陸型大地震</u>があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。</p> <p>第2節 地震被害の予測</p> <p>（追加）</p> <p>1 <u>東海地震・東南海地震等の被害予測</u></p> <p>（略）</p> <p>2、3（略）</p> <p>第3節 <u>愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査</u></p> <p>（略）</p>	<p>第3章 被害想定及び減災効果</p> <p>第1節 基本的な考え方</p> <p>本県に被害を及ぼすと考えられる地震は、<u>海溝型地震と内陸型地震</u>があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。</p> <p>第2節 <u>地震・津波被害の予測及び減災効果</u></p> <p>1 <u>南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果</u></p> <p>（資料4 別紙のとおり追加する）</p> <p>2 東海地震・東南海地震等の被害予測</p> <p>（略）</p> <p>3、4（略）</p> <p>（削除）</p>	新たな地震被害予測調査の実施

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(追加)</p>	<p>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項            第 1 節 防災の基本理念</p> <p><u>「日本一の元気を暮らしの豊かさに」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。</u></p> <p><u>南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は 70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</u></p> <p><u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</u></p> <p><u>県、市町村を始めとする各防災関係機関は、「第 3 章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。</u></p> <p><u>また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</u></p> <p><u>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。</u></p> <p>1 災害予防段階</p> <p><u>災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。</u></p> <p>2 災害応急対策段階</p>	

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
		<p><u>(1)発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u></p> <p><u>(2)被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</u></p> <p><u>3 災害復旧・復興段階</u></p> <p><u>発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。</u></p> <p><u>第 2 節 重点を置くべき事項</u></p> <p><u>防災基本計画及び「第 3 章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</u></p> <p><u>1 揺れ対策の充実に関する事項</u></p> <p><u>地震による建築物の倒壊等から県民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。</u></p> <p><u>また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、空港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。</u></p> <p><u>2 津波及び浸水対策の充実に関する事項</u></p> <p><u>津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔</u></p>	

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
		<p><u>軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。</u></p> <p>3 <u>大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</u>  <u>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、</u>  <u>発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。</u>  <u>また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。</u></p> <p>4 <u>被災地への物資の円滑な供給に関する事項</u>  <u>被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。</u></p> <p>5 <u>住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</u>  <u>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</u></p> <p>6 <u>被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</u>  <u>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。</u></p> <p>7 <u>事業者や住民等との連携に関する事項</u>  <u>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。</u></p> <p>8 <u>大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項</u>  <u>大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するた</u></p>	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
13	<p>第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1 県</p> <p>県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>2 市町村</p> <p>市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p>	<p><u>め、県と市町村は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。</u></p> <p>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1 県</p> <p>県は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>2 市町村</p> <p>市町村は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業</p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p>



地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由								
	<p>また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。 また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p>	<p>務に協力する。</p> <p>また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。 また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p>									
15	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 619 376 699">県警察</td> <td data-bbox="376 619 1032 699">(15) 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、<u>警備員の出動要請を行う。</u></td> </tr> </table>	県警察	(15) 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、 <u>警備員の出動要請を行う。</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 619 1243 699">県警察</td> <td data-bbox="1243 619 1908 699">(削除)</td> </tr> </table>	県警察	(削除)	法の改正  表記の整理				
県警察	(15) 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、 <u>警備員の出動要請を行う。</u>										
県警察	(削除)										
16	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 699 376 965">東海財務局</td> <td data-bbox="376 699 1032 965">(6)災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</td> </tr> </table>	東海財務局	(6)災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 699 1243 965">東海財務局</td> <td data-bbox="1243 699 1908 965">(6)災害が発生した場合、又は東海地震にかかると警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</td> </tr> </table>	東海財務局	(6)災害が発生した場合、又は東海地震にかかると警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。	表記の整理				
東海財務局	(6)災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。										
東海財務局	(6)災害が発生した場合、又は東海地震にかかると警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。										
17	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 970 376 1050">東海農政局</td> <td data-bbox="376 970 1032 1050">(8)被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。</td> </tr> </table>	東海農政局	(8)被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 970 1243 1050">東海農政局</td> <td data-bbox="1243 970 1908 1050">(8)被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。</td> </tr> </table>	東海農政局	(8)被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。	対策の整理				
東海農政局	(8)被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。										
東海農政局	(8)被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。										
17	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1050 376 1316">中部森林管理局</td> <td data-bbox="376 1050 1032 1316">(4)災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給の<u>促進</u>、<u>輸送販売の実施</u>、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。</td> </tr> </table>	中部森林管理局	(4)災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給の <u>促進</u> 、 <u>輸送販売の実施</u> 、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 1050 1243 1316">中部森林管理局</td> <td data-bbox="1243 1050 1908 1316">(4)災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。</td> </tr> </table>	中部森林管理局	(4)災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	表記の整理				
中部森林管理局	(4)災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給の <u>促進</u> 、 <u>輸送販売の実施</u> 、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。										
中部森林管理局	(4)災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。										
18	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1321 376 1430">中部経済産業局</td> <td data-bbox="376 1321 1032 1430">(2) 電力及びガスの供給の確保に<u>必要な指導を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1430 376 1430">名古屋地方気象台</td> <td data-bbox="376 1430 1032 1430">(2)次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</td> </tr> </table>	中部経済産業局	(2) 電力及びガスの供給の確保に <u>必要な指導を行う。</u>	名古屋地方気象台	(2)次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 1321 1243 1430">中部経済産業局</td> <td data-bbox="1243 1321 1908 1430">(2) 電力及びガスの<u>安定供給の確保に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1430 1243 1430">名古屋地方気象台</td> <td data-bbox="1243 1430 1908 1430">(2)次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</td> </tr> </table>	中部経済産業局	(2) 電力及びガスの <u>安定供給の確保に関すること。</u>	名古屋地方気象台	(2)次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。	対策の整理  対策の整理
中部経済産業局	(2) 電力及びガスの供給の確保に <u>必要な指導を行う。</u>										
名古屋地方気象台	(2)次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。										
中部経済産業局	(2) 電力及びガスの <u>安定供給の確保に関すること。</u>										
名古屋地方気象台	(2)次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。										

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由				
	<p>ア 津波警報・注意報、地震・津波情報 (4) 東南海・南海地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力を する。</p>	<p>ア大津波・津波警報、津波注意報、地震・津波情報 (4) 南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力を する。</p>					
24	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="197 432 1034 547"> <tr> <td data-bbox="197 432 376 547">株式会社 又・ティ・ ティ・ドコモ</td> <td data-bbox="376 432 1034 547">(略)</td> </tr> </table>	株式会社 又・ティ・ ティ・ドコモ	(略)	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1066 432 1904 547"> <tr> <td data-bbox="1066 432 1245 547">株式会社N T T ドコモ</td> <td data-bbox="1245 432 1904 547">(略)</td> </tr> </table>	株式会社N T T ドコモ	(略)	商号の変更
株式会社 又・ティ・ ティ・ドコモ	(略)						
株式会社N T T ドコモ	(略)						
26	<p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1" data-bbox="197 624 1034 738"> <tr> <td data-bbox="197 624 376 738">建築関係団 体</td> <td data-bbox="376 624 1034 738">財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛 知建築士会、社団法人愛知県建築士事務所協会等は、 応急危険度判定の実施について協力する。</td> </tr> </table>	建築関係団 体	財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛 知建築士会、社団法人愛知県建築士事務所協会等は、 応急危険度判定の実施について協力する。	<p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1" data-bbox="1066 624 1904 738"> <tr> <td data-bbox="1066 624 1245 738">建築関係団 体</td> <td data-bbox="1245 624 1904 738">一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法 人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協 会等は、応急危険度判定の実施について協力する。</td> </tr> </table>	建築関係団 体	一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法 人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協 会等は、応急危険度判定の実施について協力する。	一般社団法人化 公益社団法人化
建築関係団 体	財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛 知建築士会、社団法人愛知県建築士事務所協会等は、 応急危険度判定の実施について協力する。						
建築関係団 体	一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法 人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協 会等は、応急危険度判定の実施について協力する。						
27	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 1 節 防災協働社会の形成推進 基本方針 (略) (追加)</p>	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 1 節 防災協働社会の形成推進 基本方針 (略) <u>大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があ ることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、 自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体 制の構築に努める。</u></p>	対策の整備				
28	<p>3 県民の基本的責務 (2) <u>いづどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減す るための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する 国民運動を展開しなければならない。</u></p>	<p>3 県民の基本的責務 (2) <u>いづどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減す るための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する よう、地域での働きかけ等に努めるものとする。</u></p>	表記の整理				

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、<u>災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、<u>避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u></p> <p>(1) <u>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。</u></p> <p>(2) <u>市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u></p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>
29	<p>第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>4 自主防災組織における措置</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>オ 地域内の災害時要援護者の把握</p>	<p>第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>4 自主防災組織における措置</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>オ 地域内の要配慮者の把握</p>	<p>法の改正</p>
30	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p><u>ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p><u>イ 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。</u></p> <p><u>ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受</u></p>	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p>	<p>表記の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
33	<p><u>入れを行う。</u></p> <p>エ 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>オ 県及び市町村は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p> <p>第 2 章 建築物等の安全化 (略) (追加)</p> <p>交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているとともに、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。</p> <p>第 1 節 建築物の耐震推進 1 県(建設部)及び市町村における措置 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p>	<p>ア 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p><u>(ア) 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p><u>(イ) 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体(協力団体)にコーディネーターの派遣を要請する。</u></p> <p><u>(ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</u></p> <p>イ 県及び市町村は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p> <p>第 2 章 建築物等の安全化 (略)</p> <p><u>大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量(救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等)を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。</u></p> <p>交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。</p> <p>第 1 節 建築物の耐震推進 1 県(建設部)及び市町村における措置 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p>	<p>対策の整備</p> <p>標記の整理</p> <p>法の改正</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
33	<p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。 (追加)</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 多数の人が利用する一定規模以上等の特定建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。  (追加)</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(1) 既存不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度の適正な施行に努めることとする。</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。 (追加)</p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとす</p>	<p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。 特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。 また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。 また、同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化に取り組むべき避難路の沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発す</p>	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
34	<p>る。</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進 (追加)</p> <p>(2) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。 なお、県は、民間の特定建築物及び防災上重要な建築物に対する市町村の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>また、県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3 大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとする。</p> <p>(3) (4) (略)</p>	<p>るものとする。</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (2) 民間住宅の減災化施策の促進 県は、旧基準住宅（昭和56 年5 月以前着工）を対象に市町村の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。 なお、県は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び、県又は市町村が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する市町村の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。 また、耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市町村の耐震改修費補助事業に助成することにより、耐震改修の促進を図るものとする。</p> <p>また、県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3 大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとする。</p> <p>(4) (5) (略)</p>	<p>法の改正</p>
36	<p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備 2 道路施設 (追加)</p>	<p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備 2 道路施設 (3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定 南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。</p>	<p>法の改正</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
38	<p>(3) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>5 空港 中部国際空港及び愛知県名古屋飛行場について、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び災害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航空保安施設の耐震措置の強化を推進する。</p>	<p>(4) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>5 空港 中部国際空港及び愛知県名古屋飛行場について、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び災害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航空保安施設の耐震措置の強化等を推進する。</p>	<p>対策の整理</p>
39	<p>6 港湾・漁港・海岸・河川</p> <p>(3) 海岸 イ 水門、陸閘等の改築、補修 老朽化により機能低下している水門、陸閘等を改築、補修する。 また、必要に応じて開閉門操作の自動化、遠隔操作等を図る。</p>	<p>6 港湾・漁港・海岸・河川</p> <p>(3) 海岸 イ 水門、陸閘等の改築、補修 老朽化により機能低下している水門、陸閘等を改築、補修する。 また、必要に応じて開閉門操作の自動化、遠隔操作化等を図る。</p>	<p>誤訂正</p>
42	<p>10 県工業用水道</p> <p>(1) 耐震性の強化 工業用水道施設の建設、改良等にあたっては、大規模な出水、施設の損壊等の二次災害を防止するため、「工業用水道施設の耐震性強化及び緊急時対応に関する検討報告書(社団法人日本工業用水協会)」「水道施設耐震工法指針・解説(社団法人日本水道協会)」等に基づき、耐震設計、耐震施工に考慮して実施する必要がある。</p>	<p>10 県工業用水道</p> <p>(1) 耐震性の強化 工業用水道施設の建設、改良等にあたっては、大規模な出水、施設の損壊等の二次災害を防止するため、「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針」「水道施設耐震工法指針・解説(公益社団法人日本水道協会)」等に基づき、耐震設計、耐震施工に考慮して実施する必要がある。</p>	<p>一般社団法人化、公益社団法人化 対策の整備</p>
42	<p>11 下水道</p> <p>下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、国による「下水道施設の耐震対策指針と解説」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。</p> <p>(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策 最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。 なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。 (追加)</p>	<p>11 下水道</p> <p>下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説(公益社団法人日本下水道協会)」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。</p> <p>(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策 最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。 なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。 また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</p>	<p>表記の整理</p>
43	<p>(6) 民間団体の協力 本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会の構成会社と毎年度当初に協定を締結し被災後に被災状況調査(管内テレビカメラ調査)を実施する。</p>	<p>(6) 民間団体の協力 本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し被災後に被災状況調査(管内テレビカメラ調査)を実施する。</p>	<p>表記の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
44	<p>1 2 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p>イ <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u></p> <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p> <p>(ク) i モード災害用伝言板サービス</p> <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、i モード災害用伝言板サービスを運用する。</p>	<p>1 2 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p>イ <u>株式会社NTTドコモ</u></p> <p>株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p> <p>(ク) i モード災害用伝言板サービス</p> <p>株式会社NTTドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、i モード災害用伝言板サービスを運用する。</p>	<p>商号の変更</p>
47	<p>1 3 農地及び農業用施設</p> <p>(2) <u>ため池等の整備</u></p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</p> <p>ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。</p> <p>(追加)</p>	<p>1 3 農地及び農業用施設</p> <p>(2) <u>ため池等の整備</u></p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</p> <p>ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。</p> <p><u>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p>	<p>対策の整理</p>
48	<p>第 4 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>3 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(2) 計画の対象地域は、<u>東南海・南海地震防災対策推進地域を含む、愛知県全域</u></p>	<p>第 4 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>3 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(2) 計画の対象地域は、<u>愛知県全域</u></p>	<p>表記の整理</p>
49	<p>(3) (略)</p> <p>第 1 3 号 砂防施設、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの</p>	<p>(3) (略)</p> <p>第 1 3 号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第 3 章 都市の防災性の向上</p>	<p>第 3 章 都市の防災性の向上</p>	



地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
51	<p>基本方針 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 (追加)</p> <p>第 2 節 防災上重要な都市施設の整備 県(建設部)、市町村における措置 (2) 都市における公園等の整備 (略) 都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。 <u>今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、愛・地球博記念公園を始め、県内の都市公園（防災公園）の整備を積極的に推進していく。</u></p>	<p>基本方針 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 <u>広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。</u></p> <p>第 2 節 防災上重要な都市施設の整備 県(建設部)、市町村における措置 (2) 都市における公園等の整備 (略) 都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。 (削除)</p>	<p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p>
56	<p>第 5 章 地盤災害の予防 第 2 節 液状化対策の推進 県(防災局、建設部)における措置 (1) 液状化危険度の周知 (略) また、平成4 年度に行った東海地震被害予測調査の中で、500mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各防災関係機関に公表したところであり、平成14 年度及び平成15 年度の東海地震・東南海地震等被害予測調査の中でも同様に実施した。</p> <p>第 4 節 土砂災害の防止 中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置</p>	<p>第 5 章 地盤災害の予防 第 2 節 液状化対策の推進 県(防災局、建設部)における措置 (1) 液状化危険度の周知 (略) また、平成4 年度に行った東海地震被害予測調査の中で、500mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各防災関係機関に公表したところであり、平成14 年度及び平成15 年度の東海地震・東南海地震等被害予測調査の中でも同様に実施した。<u>(新たな地震被害予測調査について追記予定)</u></p> <p>第 4 節 土砂災害の防止 中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置</p>	<p>新たな地震被害予測調査の実施</p>



地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由												
	<p>動などに努める。</p> <p>市町村にあつては、<u>災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」を活用するものとする。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 699 1034 970"> <tr> <td data-bbox="197 699 376 815">第 2 節 避難所の整備</td> <td data-bbox="376 699 562 815">市町村</td> <td data-bbox="562 699 1034 815">(1) 避難所等収容施設の整備 (2) 避難所の指定 (3)、(4)（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 815 376 970">第 6 節 災害時要援護者の安全対策</td> <td data-bbox="376 815 562 970">県、市町村、社会福祉施設等管理者</td> <td data-bbox="562 815 1034 970">(1)（略） (2) 在宅者対策（追加） (3)（略）</td> </tr> </table>	第 2 節 避難所の整備	市町村	(1) 避難所等収容施設の整備 (2) 避難所の指定 (3)、(4)（略）	第 6 節 災害時要援護者の安全対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1)（略） (2) 在宅者対策（追加） (3)（略）	<p>る。</p> <p>市町村にあつては、<u>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」などを活用するものとする。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1066 699 1904 970"> <tr> <td data-bbox="1066 699 1245 815">第 2 節 避難所の整備</td> <td data-bbox="1245 699 1431 815">市町村</td> <td data-bbox="1431 699 1904 815">(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3)、(4)（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 815 1245 970">第 6 節 要配慮者の安全対策</td> <td data-bbox="1245 815 1431 970">県、市町村、社会福祉施設等管理者</td> <td data-bbox="1431 815 1904 970">(1)（略） (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4)（略）</td> </tr> </table>	第 2 節 避難所の整備	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3)、(4)（略）	第 6 節 要配慮者の安全対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1)（略） (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4)（略）	<p></p> <p>法の改正</p>
第 2 節 避難所の整備	市町村	(1) 避難所等収容施設の整備 (2) 避難所の指定 (3)、(4)（略）													
第 6 節 災害時要援護者の安全対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1)（略） (2) 在宅者対策（追加） (3)（略）													
第 2 節 避難所の整備	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3)、(4)（略）													
第 6 節 要配慮者の安全対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1)（略） (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4)（略）													
65	<p>第 1 節 避難場所の確保 市町村における措置 (追加)</p> <p>(1) 広域避難場所の選定 (略)</p> <p>第 2 節 避難所の整備 市町村における措置</p>	<p>第 1 節 避難場所の確保 市町村における措置</p> <p><u>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</u></p> <p>(1) 広域避難場所の選定 (略)</p> <p>第 2 節 避難所の整備 市町村における措置</p>	<p>法の改正</p>												
65	<p>(1) 避難所等収容施設の整備 市町村は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村</p>	<p>(1) 避難所等の整備 市町村は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村</p>	<p>法の改正</p>												

頁	現行（平成25年5月修正）	改正案	改正理由
66	<p>相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等<u>収容施設</u>の整備を図る。</p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p>ア 市町村は、<u>住民に身近な施設を避難所に指定するものとする。指定に際しては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上問題のないことなどを検討しておくものとする。</u></p> <p>イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、<u>災害時要援護者等</u>に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>＜一人当たりの必要占有面積＞（表：略）</p> <p>介護が必要な<u>災害時要援護者</u>のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</p> <p>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>要援護高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど<u>災害時要援護者</u>にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。</p> <p>(2) <u>指定避難所の指定</u></p> <p>ア 市町村は、<u>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</u></p> <p>イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、<u>要配慮者等</u>に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>＜一人当たりの必要占有面積＞（表：略）</p> <p>介護が必要な<u>要配慮者</u>のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</p> <p>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u>」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど<u>要配慮者</u>にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>法の改正</p> <p>対策の整備、法の改正</p>
66	<p>(4) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市町村は、県が平成9年度に作成した「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>(4) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市町村は、県が平成9年度に作成した「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u></p>	<p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
68	<p>第 3 節 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>(2) 避難道路の選定</p> <p>イ 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。</p> <p>第 6 節 災害時要援護者の安全対策</p> <p>県（健康福祉部、地域振興部、防災局）市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>エ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市町村及び施設等管理者は、<u>災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p> <p>(2) 在宅者対策</p> <p>ア <u>災害時要援護者等の状況把握</u></p> <p><u>市町村は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</u></p> <p><u>また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u></p> <p>イ 緊急警報システム等の整備</p> <p>市町村は、<u>災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u></p> <p>ウ 応援協力体制の整備</p> <p>市町村は、<u>被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</u></p>	<p>第 3 節 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>(2) 避難道路の選定</p> <p>イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。</p> <p>第 6 節 要配慮者の安全対策</p> <p>県（健康福祉部、地域振興部、防災局）市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>エ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市町村及び施設等管理者は、<u>要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>在宅の要配慮者対策</u></p> <p>(削除)</p> <p>ア 緊急警報システム等の整備</p> <p>市町村は、<u>要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u></p> <p>イ 応援協力体制の整備</p> <p>市町村は、<u>被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p>
69	<p>エ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市町村は、<u>災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p>	<p>ウ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市町村は、<u>要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p>	

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	(追加)	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市町村は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(ア) 要配慮者の把握</p> <p>市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町村は、要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市町村内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとする。</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</p> <p>名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。</p> <p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p>	法の改正

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
69	<p>(3) 外国人等に対する対策            県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。            イ 地域全体で災害時要援護者への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。            ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。</p>	<p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。            また、市町村は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策            県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人<u>県民</u>や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。            イ <u>外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。</u>            ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。</p>	表記の整理
71	<p>第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策            第 1 節 火災予防対策に関する指導            1 市町村における措置            (3) <u>立入検査強化の指導</u></p>	<p>第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策            第 1 節 火災予防対策に関する指導            1 市町村における措置            (3) <u>立入検査の強化</u></p>	表記の整理
75	<p>第 9 章 津波予防対策            第 2 節 津波防災体制の充実            1 県(防災局、関係部局)及び関係市町村における措置            (2) 津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、<u>高齢者や障害者等の災害時要援護者や一時滞在者等に配慮するものとする。</u>            2 関係市町村における措置            (3) <u>高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織</u></p>	<p>第 9 章 津波予防対策            第 2 節 津波防災体制の充実            1 県(防災局、関係部局)及び関係市町村における措置            (2) 津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、<u>要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</u>            2 関係市町村における措置            (3) <u>高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協</u></p>	法の改正  法の改正

地震災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由																								
77	<p>等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。</p> <p>(5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。</p> <p>第4節 津波防災事業の推進</p> <p>1 県(防災局、建設部、関係部局)及び関係市町村における措置</p> <p>(3) 行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。</p> <p>第10章 広域応援体制の整備 主な機関の措置</p>	<p>力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。</p> <p>(5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。</p> <p>第4節 津波防災事業の推進</p> <p>1 県(防災局、建設部、関係部局)及び関係市町村における措置</p> <p>(3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。</p> <p>第10章 広域応援体制の整備 主な機関の措置</p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>																								
78	<table border="1" data-bbox="197 1082 1034 1394"> <tr> <td data-bbox="197 1082 376 1235">第2節 広域応援体制の整備</td> <td data-bbox="376 1082 584 1235">県、市町村</td> <td data-bbox="584 1082 1034 1235">1(1)、(2) (略) 1(3) 相互応援協定の締結 1(4) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="376 1235 584 1353">防災関係機関</td> <td data-bbox="584 1235 1034 1353">2 要請手続等の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1235 376 1353">第3節 救援隊等による協力体制の整備</td> <td data-bbox="376 1235 584 1353">県、市町村</td> <td data-bbox="584 1235 1034 1353">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="376 1353 584 1394">県警察</td> <td data-bbox="584 1353 1034 1394">2 広域緊急援助隊等</td> </tr> </table>	第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)、(2) (略) 1(3) 相互応援協定の締結 1(4) (略)		防災関係機関	2 要請手続等の整備	第3節 救援隊等による協力体制の整備	県、市町村	(略)		県警察	2 広域緊急援助隊等	<table border="1" data-bbox="1066 1082 1904 1394"> <tr> <td data-bbox="1066 1082 1245 1235">第2節 広域応援体制の整備</td> <td data-bbox="1245 1082 1453 1235">県、市町村</td> <td data-bbox="1453 1082 1904 1235">1(1)、(2) (略) 1(3) 応援協定の締結等 1(4) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1245 1235 1453 1353">防災関係機関</td> <td data-bbox="1453 1235 1904 1353">2 応援協定の締結等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 1235 1245 1353">第3節 救援隊等による協力体制の整備</td> <td data-bbox="1245 1235 1453 1353">県、市町村</td> <td data-bbox="1453 1235 1904 1353">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1245 1353 1453 1394">県警察</td> <td data-bbox="1453 1353 1904 1394">2 警察災害派遣隊等</td> </tr> </table>	第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)、(2) (略) 1(3) 応援協定の締結等 1(4) (略)		防災関係機関	2 応援協定の締結等	第3節 救援隊等による協力体制の整備	県、市町村	(略)		県警察	2 警察災害派遣隊等	<p>対策の整理</p> <p>組織改正</p>
第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)、(2) (略) 1(3) 相互応援協定の締結 1(4) (略)																									
	防災関係機関	2 要請手続等の整備																									
第3節 救援隊等による協力体制の整備	県、市町村	(略)																									
	県警察	2 広域緊急援助隊等																									
第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)、(2) (略) 1(3) 応援協定の締結等 1(4) (略)																									
	防災関係機関	2 応援協定の締結等																									
第3節 救援隊等による協力体制の整備	県、市町村	(略)																									
	県警察	2 警察災害派遣隊等																									



地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
79	<p>第 2 節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(3) 相互応援協定の締結</p> <p><u>市町村は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67 条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結するよう努める。</u></p> <p>2 防災関係機関における措置</p> <p><u>防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定めておく。</u></p>	<p>第 2 節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置</p> <p>(3) 応援協定の締結等</p> <p><u>県及び市町村は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49 条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>2 防災関係機関における措置</p> <p><u>防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。</u></p>	<p>対策の整理</p>
80	<p>第 3 節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>2 県警察に置ける措置</p> <p>(1) 県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に都道府県警察の相互支援を行う<u>広域緊急援助隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 県警察は、警察法第60 条の規定に基づき<u>広域緊急援助隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</u></p>	<p>第 3 節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>2 県警察に置ける措置</p> <p>(1) 県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に都道府県警察の相互支援を行う<u>警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 県警察は、警察法第60 条の規定に基づき<u>警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</u></p>	<p>組織改正</p>
81	<p>第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>防災訓練、教育等の実施にあたっては、<u>災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p>	<p>第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>基本方針</p> <p>(略)</p> <p><u>特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、県民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。</u></p> <p>防災訓練、教育等の実施にあたっては、<u>要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p>	<p>対策の整備</p> <p>法の改正</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
82	<p>(追加)</p> <p>第 1 節 防災訓練の実施</p> <p>1 県(防災局、各部局)及び市町村等における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p>	<p>様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。</p> <p>第 1 節 防災訓練の実施</p> <p>1 県(防災局、各部局)及び市町村等における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p>	<p>対策の整備</p> <p>法の改正</p>
84	<p>第 2 節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>県(防災局、関係部局) 市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>東南海・南海地震</u>に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(略)</p>	<p>第 2 節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>県(防災局、関係部局) 市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>南海トラフ地震</u>に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(略)</p>	<p>対策の整理</p>
86	<p>2 県(防災局)における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>東南海・南海地震</u>に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(略)</p>	<p>2 県(防災局)における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>南海トラフ地震</u>に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(略)</p>	
88	<p>第 1 2 章 震災に関する調査研究の推進</p> <p>基本方針</p> <p>様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、<u>具体的な予防対策や応急復旧対策について調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第 1 2 章 震災に関する調査研究の推進</p> <p>基本方針</p> <p>様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、<u>新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。</u></p> <p>(略)</p>	
89	<p>震災に関する調査研究の推進</p> <p>県(防災局、関係部局)及び市町村における措置</p> <p>(3) 被害想定に関する調査研究</p> <p>(略)</p>	<p>震災に関する調査研究の推進</p> <p>県(防災局、関係部局)及び市町村における措置</p> <p>(3) 被害想定に関する調査研究</p> <p>(略)</p>	<p>新たな地震被害予測調査の実施、表</p>

地震災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由
90	<p>なお、平成14年度及び平成15年度の2年間で、<u>海洋型地震</u>では、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、<u>養老 - 桑名 - 四日市断層帯</u>等を想定して、<u>最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査</u>を実施した。</p> <p>(追加)</p> <p>第13章 災害救助基金の管理 災害救助基金の管理 2 基金の積立額 (1) 県は、<u>災害救助法第37条</u>の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため災害救助基金を積み立てておくものとする。 (2) 各年度における災害救助基金の法定最少限額は、前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5/1000とし、<u>これにより算定した額が500万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は500万円とする。</u></p>	<p>なお、平成14年度及び平成15年度の2年間で、<u>海溝型地震</u>では、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、<u>養老 - 桑名 - 四日市断層帯</u>等を想定して、被害予測調査を実施した。</p> <p><u>(新たな地震被害予測調査について追記予定)</u></p> <p>第13章 災害救助基金の管理 災害救助基金の管理 2 基金の積立額 (1) 県は、<u>災害救助法第22条</u>の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため災害救助基金を積み立てておくものとする。 (2) 各年度における災害救助基金の法定最少限額は、前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5/1000とする。</p>	<p>記の整理</p> <p>法の改正</p>
91	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢(組織の動員配備) 基本方針 (略) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県(防災局)における措置</p>	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢(組織の動員配備) 基本方針 (略) <u>各防災関係機関は、複合災害((同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えるものとする。</u> <u>要員(資機材も含む。)の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</u></p> <p>第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県(防災局)における措置</p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>
92	<p>(1) 県災害対策本部の設置</p>	<p>(1) 県災害対策本部の設置</p>	<p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）		改正案		改正理由
	ア 設置・廃止基準		ア 設置・廃止基準		
	設置区分	設置基準	設置区分	設置基準	
	気象予警報等による場合	・県下に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 （大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報）	気象予警報等による場合	・県下に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 （大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報）	
	知事が必要と認めた場合	(略)	知事が必要と認めた場合	(略)	
	知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	(略)	知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	(略)	
	第 2 章 通信の運用 主な機関の措置		第 2 章 通信の運用 主な機関の措置		
96	第 3 節 通信施設の 応急措置	西日本電信電話株式会社、 株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ、KDDI 株式会社 (略)	第 3 節 通信施設の 応急措置	西日本電信電話株式会社、 株式会社 NTT ドコモ、K DDI 株式会社 (略)	商号の変更
100	第 3 節 通信施設の応急措置 2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び KDDI 株式会社における措		第 3 節 通信施設の応急措置 2 株式会社 NTT ドコモ及び KDDI 株式会社における措置		商号の変更

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																								
103	<p>置</p> <p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 352 1032 778"> <tr> <td data-bbox="197 352 376 427">第 2 節 被害状況等 の収集・伝達</td> <td data-bbox="376 352 562 427">異常現象等の 発見者</td> <td data-bbox="562 352 1032 427">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="376 427 562 502">市町村</td> <td data-bbox="562 427 1032 502">2(1)～2(4) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="376 502 562 545">県</td> <td data-bbox="562 502 1032 545">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="376 545 562 778">県警察、自衛 隊、第四管区 海上保安本部 及び航空機を 所有する各機 関</td> <td data-bbox="562 545 1032 778">(略)</td> </tr> </table>	第 2 節 被害状況等 の収集・伝達	異常現象等の 発見者	(略)		市町村	2(1)～2(4) (略) (追加)		県	(略)		県警察、自衛 隊、第四管区 海上保安本部 及び航空機を 所有する各機 関	(略)	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 352 1906 778"> <tr> <td data-bbox="1064 352 1243 427">第 2 節 被害状況等 の収集・伝達</td> <td data-bbox="1243 352 1429 427">異常現象等の 発見者</td> <td data-bbox="1429 352 1906 427">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1243 427 1429 502">市町村</td> <td data-bbox="1429 427 1906 502">2(1)～2(4) (略) 2(5) 被災者台帳の作成</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1243 502 1429 545">県</td> <td data-bbox="1429 502 1906 545">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1243 545 1429 778">県警察、自衛 隊、第四管区 海上保安本部 及び航空機を 所有する各機 関</td> <td data-bbox="1429 545 1906 778">(略)</td> </tr> </table>	第 2 節 被害状況等 の収集・伝達	異常現象等の 発見者	(略)		市町村	2(1)～2(4) (略) 2(5) 被災者台帳の作成		県	(略)		県警察、自衛 隊、第四管区 海上保安本部 及び航空機を 所有する各機 関	(略)	法の改正
第 2 節 被害状況等 の収集・伝達	異常現象等の 発見者	(略)																									
	市町村	2(1)～2(4) (略) (追加)																									
	県	(略)																									
	県警察、自衛 隊、第四管区 海上保安本部 及び航空機を 所有する各機 関	(略)																									
第 2 節 被害状況等 の収集・伝達	異常現象等の 発見者	(略)																									
	市町村	2(1)～2(4) (略) 2(5) 被災者台帳の作成																									
	県	(略)																									
	県警察、自衛 隊、第四管区 海上保安本部 及び航空機を 所有する各機 関	(略)																									
105	<p>第 1 節 津波警報等・地震情報等の伝達</p> <p>6 津波警報等情報の伝達 ( 図中 ) (追加)</p>	<p>第 1 節 津波警報等・地震情報等の伝達</p> <p>6 津波警報等情報の伝達 ( 図中 ) <u>気象庁本庁</u> <u>消防庁</u> <u>関係市町村</u></p>	法の改正																								
106	<p>第 2 節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市町村の措置 (追加)</p>	<p>第 2 節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市町村の措置 (5) <u>被災者台帳の作成</u> <u>被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。</u></p>	法の改正																								
107	<p>6 重要な災害情報の収集伝達 (追加)</p>	<p>6 重要な災害情報の収集伝達 (3) <u>県、市町村は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。</u></p>	法の改正																								

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																		
108	<p>7 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統 （図中）</p> <table border="1" data-bbox="197 467 1034 507"> <tr> <td>中部運輸局総務部総務課</td> </tr> </table>	中部運輸局総務部総務課	<p>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</p> <p>7 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統 （図中）</p> <table border="1" data-bbox="1066 467 1904 507"> <tr> <td>中部運輸局総務部安全防災・危機管理課</td> </tr> </table>	中部運輸局総務部安全防災・危機管理課	組織改正																
中部運輸局総務部総務課																					
中部運輸局総務部安全防災・危機管理課																					
112	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="197 624 1034 663"> <tr> <td>県公安委員会</td> <td>広域緊急援助隊等の援助要求</td> </tr> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 742 1034 898"> <tr> <td rowspan="3">第 2 節 救援隊等による協力</td> <td>県公安委員会</td> <td>1 他都道府県警察に対する<u>広域緊急援助隊等の援助の要求</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県公安委員会	広域緊急援助隊等の援助要求	第 2 節 救援隊等による協力	県公安委員会	1 他都道府県警察に対する <u>広域緊急援助隊等の援助の要求</u>	県	(略)	市町村	(略)	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1066 624 1904 663"> <tr> <td>県公安委員会</td> <td>警察災害派遣隊等の援助要求</td> </tr> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1066 742 1904 898"> <tr> <td rowspan="3">第 2 節 救援隊等による協力</td> <td>県公安委員会</td> <td>1 他都道府県警察に対する<u>警察災害派遣隊等の援助の要求</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県公安委員会	警察災害派遣隊等の援助要求	第 2 節 救援隊等による協力	県公安委員会	1 他都道府県警察に対する <u>警察災害派遣隊等の援助の要求</u>	県	(略)	市町村	(略)	組織改正
県公安委員会	広域緊急援助隊等の援助要求																				
第 2 節 救援隊等による協力	県公安委員会	1 他都道府県警察に対する <u>広域緊急援助隊等の援助の要求</u>																			
	県	(略)																			
	市町村	(略)																			
県公安委員会	警察災害派遣隊等の援助要求																				
第 2 節 救援隊等による協力	県公安委員会	1 他都道府県警察に対する <u>警察災害派遣隊等の援助の要求</u>																			
	県	(略)																			
	市町村	(略)																			
113	<p>第 1 節 応援協力 1 県(防災局)における措置 (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70 条） 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し<u>応急措置の実施を要請する。</u></p>	<p>第 1 節 応援協力 1 県(防災局)における措置 (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70 条、同法第74条の3） 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し<u>応急措置又はその他の災害応急対策の実施等を要請する。</u></p>	法の改正																		
113	(追加)	<p>4 災害緊急事態 内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、<u>愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。</u></p>	法の改正																		

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																						
113	<p>4 経費の負担</p> <p>第 2 節 救援隊等による協力</p> <p>1 県公安委員会における措置（広域緊急援助隊等）</p> <p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる<u>広域緊急援助隊等</u>の援助の要求を行うものとする。</p> <p>第 3 節 自衛隊の災害派遣</p>	<p>5 経費の負担</p> <p>第 2 節 救援隊等による協力</p> <p>1 県公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）</p> <p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる<u>警察災害派遣隊等</u>の援助の要求を行うものとする。</p> <p>第 3 節 自衛隊の災害派遣</p>	表記の整理 組織改正																						
115	<p>2 災害派遣要請者（県（防災局）、第四管区海上保安本部、大阪航空局）における措置</p> <p>(1) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに<u>関係自衛隊の長</u>に対して派遣要請の手続をとる。</p>	<p>2 災害派遣要請者（県（防災局）、第四管区海上保安本部、大阪航空局）における措置</p> <p>(1) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに<u>関係自衛隊</u>に対して派遣要請の手続をとる。</p>	表記の整理																						
116	<p>3 市町村又は関係機関における措置</p> <p>(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p> <p>この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を<u>関係自衛隊の長</u>に対して必要に応じ通知する。</p>	<p>3 市町村又は関係機関における措置</p> <p>(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p> <p>この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を<u>関係自衛隊</u>に対して必要に応じ通知する。</p>	表記の整理																						
121	<p>第 5 章 救出・救助対策</p> <p>基本方針</p> <p>救出にあたっては、<u>災害時要援護者</u>を優先する。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 節</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救出・救助活動</td> <td>県警察</td> <td>2 救出救助活動</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県公安委員会</td> <td>4 <u>広域緊急援助隊等</u>の援助の要求</td> </tr> </table>	第 1 節	市町村	(略)	救出・救助活動	県警察	2 救出救助活動	県	(略)		県公安委員会	4 <u>広域緊急援助隊等</u> の援助の要求	<p>第 5 章 救出・救助対策</p> <p>基本方針</p> <p>救出にあたっては、<u>要配慮者</u>を優先する。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 節</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救出・救助活動</td> <td>県警察</td> <td>2(1) 救出救助活動 2(2) <u>災害救助犬の出動要請</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県公安委員会</td> <td>4 <u>警察災害派遣隊等</u>の援助の要求</td> </tr> </table>	第 1 節	市町村	(略)	救出・救助活動	県警察	2(1) 救出救助活動 2(2) <u>災害救助犬の出動要請</u>	県	(略)		県公安委員会	4 <u>警察災害派遣隊等</u> の援助の要求	法の改正
第 1 節	市町村	(略)																							
救出・救助活動	県警察	2 救出救助活動																							
	県	(略)																							
	県公安委員会	4 <u>広域緊急援助隊等</u> の援助の要求																							
第 1 節	市町村	(略)																							
救出・救助活動	県警察	2(1) 救出救助活動 2(2) <u>災害救助犬の出動要請</u>																							
	県	(略)																							
	県公安委員会	4 <u>警察災害派遣隊等</u> の援助の要求																							
122	<p>第 1 節 救出・救助活動</p>	<p>第 1 節 救出・救助活動</p>	<p>対策の整備</p> <p>組織改正</p>																						

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																								
132	<p>2 県警察における措置                      県警察は、市町村と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。                      （追加）</p> <p>4 県公安委員会における措置                      県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる<u>広域緊急援助隊等の援助の要求を行うものとする。</u></p> <p>第 6 章 消防活動・危険性物質対策                      第 1 節 消防活動                      1 市町村（消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む）の措置                      (2)イ 大震防御計画の推進                      (オ) 消防活動計画図の作成                      防御計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。</p> <p>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策                      主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="197 1117 1032 1426"> <tr> <td>県</td> <td>D M A T 及び医療救護班への出動要請</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 近隣市町村・県に対する応援要請</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県医師会</td> <td>愛知県救急医療センターによる医療情報収集</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </table>	県	D M A T 及び医療救護班への出動要請			市町村	地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 近隣市町村・県に対する応援要請			県医師会	愛知県救急医療センターによる医療情報収集		→	<p>2 県警察における措置  <u>(1) 県警察は、市町村と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。</u>  <u>(2) 県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。</u>  <u>附属資料第15「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」</u></p> <p>4 県公安委員会における措置                      県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる<u>警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。</u></p> <p>第 6 章 消防活動・危険性物質対策                      1 市町村（消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む）の措置                      (2)イ 大震防御計画の推進                      (オ) 消防活動計画図の作成                      消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。</p> <p>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策                      主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1064 1117 1899 1426"> <tr> <td>県</td> <td>D M A T 及び医療救護班への派遣要請</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 地域災害医療対策会議への参画 (削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県医師会</td> <td>愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </table>	県	D M A T 及び医療救護班への派遣要請			市町村	医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 地域災害医療対策会議への参画 (削除)			県医師会	愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集		→	<p>対策の整備</p> <p>組織改正</p> <p>表記の整理</p>
県	D M A T 及び医療救護班への出動要請																										
市町村	地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 近隣市町村・県に対する応援要請																										
県医師会	愛知県救急医療センターによる医療情報収集		→																								
県	D M A T 及び医療救護班への派遣要請																										
市町村	医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 地域災害医療対策会議への参画 (削除)																										
県医師会	愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集		→																								
			<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>誤訂正</p>																								



地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）		改正案		改正理由												
133	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 276 353 352">第 1 節 医療救護</td> <td data-bbox="353 276 488 774">県</td> <td data-bbox="488 276 1039 774">                     1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置                      1(2) D M A T の派遣要請                      1(3) 医療救護班の出動要請                      1(4) <u>保健所等による医療情報収集</u>                       1(5) 市町村への情報提供                      1(6) 他市町村への応援指示                      1(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置                      (追加)                       1(8) 県域を越えた協力体制の確立                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="353 774 488 927">市町村</td> <td data-bbox="488 774 1039 927">                     2(1) <u>地域災害医療対策会議への参画</u>                      2(2) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u>                      2(3) <u>近隣市町村・県に対する応援要請</u> </td> </tr> </table>		第 1 節 医療救護	県	1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2) D M A T の派遣要請 1(3) 医療救護班の出動要請 1(4) <u>保健所等による医療情報収集</u>  1(5) 市町村への情報提供 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置 (追加)  1(8) 県域を越えた協力体制の確立		市町村	2(1) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> 2(2) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(3) <u>近隣市町村・県に対する応援要請</u>	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1070 276 1227 352">第 1 節 医療救護</td> <td data-bbox="1227 276 1361 774">県</td> <td data-bbox="1361 276 1912 774">                     1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置                      1(2) D M A T の派遣要請                      1(3) 医療救護班の派遣要請                      1(4) <u>災害医療調整本部における医療情報収集</u>                      1(5) 市町村への情報提供                      1(6) 他市町村への応援指示                      1(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置                      1(8) <u>医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u>                      1(9) 県域を越えた協力体制の確立                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1227 774 1361 927">市町村</td> <td data-bbox="1361 774 1912 927">                     2(1) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u>                      2(2) <u>地域災害医療対策会議への参画</u>                      (削除)                 </td> </tr> </table>		第 1 節 医療救護	県	1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2) D M A T の派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) <u>災害医療調整本部における医療情報収集</u> 1(5) 市町村への情報提供 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置 1(8) <u>医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> 1(9) 県域を越えた協力体制の確立		市町村	2(1) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(2) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> (削除)	<p>対策の整理</p>
第 1 節 医療救護	県	1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2) D M A T の派遣要請 1(3) 医療救護班の出動要請 1(4) <u>保健所等による医療情報収集</u>  1(5) 市町村への情報提供 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置 (追加)  1(8) 県域を越えた協力体制の確立															
	市町村	2(1) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> 2(2) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(3) <u>近隣市町村・県に対する応援要請</u>															
第 1 節 医療救護	県	1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2) D M A T の派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) <u>災害医療調整本部における医療情報収集</u> 1(5) 市町村への情報提供 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置 1(8) <u>医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> 1(9) 県域を越えた協力体制の確立															
	市町村	2(1) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(2) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> (削除)															
133	<p>第 1 節 医療救護</p> <p>1 県(健康福祉部)における措置</p> <p>(1) 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、県医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班に指示、情報提供し出動を要請する。</p> <p>(4) <u>県は、必要に応じ、医療に関する支援を得るため、統括 D M A T 登録者及び県医師会幹部の県庁への派遣を要請する。</u></p>		<p>第 1 節 医療救護</p> <p>1 県(健康福祉部)における措置</p> <p>(1) 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、県医師会、<u>県歯科医師会</u>、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。</p> <p>(削除)</p>		<p>対策の整理</p>												

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
134	<p>(5) 県は、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し<u>県保健所等</u>を通じ、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(6) <u>保健所長は、管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有する。</u></p> <p>(7)～(10) (略) (追加)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、<u>地区歯科医師会、地区薬剤師会等</u>に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、<u>地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図るとともに、必要に応じて近隣の市町村に応援を求めるほか、県に対し応援を求め応急措置を実施する。</u></p>	<p>(4) 県は、<u>災害医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、地域災害医療対策会議等</u>を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(5) <u>県は、地域災害医療対策会議において、2次医療圏内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</u></p> <p>(6)～(9) (略) <u>附属資料第15「愛知県災害医療調整本部等設置要綱」</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、<u>郡市区歯科医師会、地区薬剤師会等</u>に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、<u>管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市町村は、<u>地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</u></p>	<p>対策の整理</p>
135	<p>8 医療救護班の編成・派遣等</p> <p>(4) <u>医療救護班の医薬品、その他衛生機材は、別に定める医療救護班医薬品・医療資機材一覧表に基づき災害用救急箱を整備しておくことを原則とする。</u></p> <p>10 医薬品その他の衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、<u>市町村は県に調達の要請をする。</u></p> <p>(2) <u>県は、市町村から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、調達し、輸送する。</u></p>	<p>8 医療救護班の編成・派遣等</p> <p>(4) <u>医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。</u></p> <p>10 医薬品その他の衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの<u>医薬品等販売業者</u>から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、<u>市町村等は2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に調達の要請をする。</u></p> <p>(2) <u>地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</u> <u>圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由												
136	<p>(3) 県は、災害発生後、医薬品の販売業者等の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部の協力を得て、医薬品等を調達する。</p> <p>(4) 県薬剤師会は、県又は市町村の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。</p> <p>1 3 医療機関等における活動の支援 県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣、救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</p> <p>(追加)</p>	<p>する。</p> <p>(3) <u>災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</u></p> <p>(4) 県薬剤師会は、県又は市町村の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。</p> <p>1 3 医療機関等における活動の支援 県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や医療救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</p> <p><u>附属資料第15「災害時の看護救護活動に関する協定書（県対県看護協会）」</u></p>	表記の整理												
138	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>5 健康管理</p> <p>(2) <u>災害時要援護者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。</u></p> <p>7 避難所の生活衛生管理</p> <p>(1) <u>県及び市町村は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水についてはとくに滅菌して使用する。</u></p> <p>(2) <u>避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。</u></p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>5 健康管理</p> <p>(2) <u>要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。</u></p> <p>7 避難所の生活衛生管理</p> <p>県及び市町村は、<u>避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。</u></p> <p>(削除)</p>	法の改正 対策の整理												
141	<p>第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 1233 1032 1425"> <tr> <td data-bbox="197 1233 353 1353">第1節 地域安全対策</td> <td data-bbox="353 1233 544 1353">県警察</td> <td data-bbox="544 1233 1032 1353">1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>社団法人愛知県警備業協会</u>に対する出動要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="353 1353 544 1425">第四管区海上保安本部</td> <td data-bbox="544 1353 1032 1425">(略)</td> </tr> </table>	第1節 地域安全対策	県警察	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>社団法人愛知県警備業協会</u> に対する出動要請		第四管区海上保安本部	(略)	<p>第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 1233 1904 1425"> <tr> <td data-bbox="1064 1233 1220 1353">第1節 地域安全対策</td> <td data-bbox="1220 1233 1411 1353">県警察</td> <td data-bbox="1411 1233 1904 1353">1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>一般社団法人愛知県警備業協会</u>に対する出動要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1220 1353 1411 1425">第四管区海上保安本部</td> <td data-bbox="1411 1353 1904 1425">(略)</td> </tr> </table>	第1節 地域安全対策	県警察	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>一般社団法人愛知県警備業協会</u> に対する出動要請		第四管区海上保安本部	(略)	一般社団法人化
第1節 地域安全対策	県警察	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>社団法人愛知県警備業協会</u> に対する出動要請													
	第四管区海上保安本部	(略)													
第1節 地域安全対策	県警察	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>一般社団法人愛知県警備業協会</u> に対する出動要請													
	第四管区海上保安本部	(略)													

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）		改 正 案		改正理由												
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 196 546 236">市町村</td> <td data-bbox="546 196 1048 236">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 236 546 582">第 2 節 交通対策</td> <td data-bbox="546 236 1048 582">                     県警察                      1(1) 交通規制の内容                      1(2) 交通規制の方法                        1(3) 信号機の滅灯対策                      1(4) 交通情報の提供                      (追加)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 582 546 662">自衛官、消防 吏員</td> <td data-bbox="546 582 1048 662">(略)</td> </tr> </table>	市町村	(略)	第 2 節 交通対策	県警察 1(1) 交通規制の内容 1(2) 交通規制の方法  1(3) 信号機の滅灯対策 1(4) 交通情報の提供 (追加)	自衛官、消防 吏員	(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1227 196 1413 236">市町村</td> <td data-bbox="1413 196 1915 236">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 236 1413 582">第 2 節 交通対策</td> <td data-bbox="1413 236 1915 582">                     県警察                      1(1) 緊急交通路の確保                      1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の                              分類                      1(3) 交通規制の実施                      1(4) 強制排除措置                      1(5) 緊急通行車両の確認等                      1(6) 大震災発生時の交通規制計画                      1(7) エリア交通規制                      1(8) 交通情報の収集及び提供                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 582 1413 662">自衛官、消防 吏員</td> <td data-bbox="1413 582 1915 662">(略)</td> </tr> </table>	市町村	(略)	第 2 節 交通対策	県警察 1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の 分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 大震災発生時の交通規制計画 1(7) エリア交通規制 1(8) 交通情報の収集及び提供	自衛官、消防 吏員	(略)	<p>対策の整理</p>
市町村	(略)																
第 2 節 交通対策	県警察 1(1) 交通規制の内容 1(2) 交通規制の方法  1(3) 信号機の滅灯対策 1(4) 交通情報の提供 (追加)																
自衛官、消防 吏員	(略)																
市町村	(略)																
第 2 節 交通対策	県警察 1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の 分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 大震災発生時の交通規制計画 1(7) エリア交通規制 1(8) 交通情報の収集及び提供																
自衛官、消防 吏員	(略)																
142	<p>第 1 節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(4) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請                  警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p>		<p>第 1 節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請                  警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p>		<p>一般社団法人化</p>												
143	<p>第 2 節 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 交通規制の内容</p> <p>ア 緊急交通路の確保</p> <p>(ア) 交通規制の実施                  県警察は、現場警察官、関係機関及び交通管制施設等の活用により、交通状況及び使用可能な道路を迅速に把握し、交通規制対象路線等から、規制路線の選定及び区間の指定を行い、一般車両を対象とした通行禁止などの交通規制を実施する。</p> <p>附属資料第 6 「災害時の交通規制対象路線」</p> <p>a 第 1 次</p> <p>(a) 道路交通法に基づく警察署長及び高速道路交通警察隊長並びに現場警察官による交通規制を行う。</p>		<p>第 2 節 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 緊急交通路の確保</p> <p>ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。</p> <p>イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量(復旧状況)、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。</p> <p>ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。</p> <p>附属資料第 6 「災害時の交通規制対象路線」</p>		<p>対策の整理</p>												

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
	<p><u>(b) 災害対策基本法に基づく交通規制を行う。</u></p> <p><u>(c) 道路交通法に基づく交通規制を行う。</u></p> <p>b 第 2 次</p> <p><u>被害発生後の被災地の状況に応じて、被害状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。</u></p> <p>(イ) 路上放置車両等に対する措置</p> <p>a <u>災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。</u></p> <p>(a) <u>その車両の運転者等に対し車両移動等の必要な措置を命じること。</u></p> <p>(b) <u>運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときに警察官が自らその措置をとること。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損すること。</u></p> <p>b <u>警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</u></p> <p><u>附属資料第15「災害時における車両等の除去活動についての協定」</u></p> <p>(ウ) その他</p> <p><u>県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。</u></p> <p>イ エリア交通規制</p> <p><u>県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアの境界及び県境において、一般車両を対象とした交通の抑制・制限及び広報活動等を、交通の状況に応じて行う。</u></p> <p><u>附属資料第6「エリア交通規制(名古屋・尾張エリア、三河エリア)」</u></p> <p>ウ 被災地周辺の交通規制</p> <p><u>被害状況等により、その周辺の主要箇所において、一般車両を対象とする通行禁止規制等必要な措置を行う。</u></p>		

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由												
144	<p><u>エ 広範囲な交通規制</u>  <u>必要により、周辺の都道府県警察と共に、広範囲な交通規制を行う。</u></p> <p><u>オ その他の交通規制</u>  <u>道路のき裂、損壊、橋の落下その他交通に支障のある箇所については、被災現場で活動する警察官又は道路管理者が発見の都度、危険防止のための交通規制を実施する。</u></p> <p>(2) 交通規制の方法  <u>大震災発生時の交通規制は、災害対策基本法第76条及び道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。</u></p> <p>(3) 信号機の滅灯対策  <u>信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置、可搬式信号機等を活用するなどの滅灯対策を実施し、災害時における交通の安全を確保する。</u></p>	<p>(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類</p> <table border="1" data-bbox="1066 467 1904 778"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急通行車両</td> <td>・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</td> </tr> <tr> <td>規制除外車両</td> <td>・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 交通規制の実施</p> <table border="1" data-bbox="1066 818 1904 1430"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</li> <li>・ 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</li> <li>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	態様	緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両	規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両	分類	態様	初動対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</li> <li>・ 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</li> </ul>	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</li> <li>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、</li> </ul>	
分類	態様														
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両														
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両														
分類	態様														
初動対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</li> <li>・ 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</li> </ul>														
緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</li> <li>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、</li> </ul>														

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
144	<p>(4) 交通情報の提供  <u>交通情報板等を活用し、交通規制及び道路の被災状況等に係る情報提供を実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>被災区域への車両の流入抑制を行う。</u></p> <p>第一局面(大震災発生直後)          ・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。          ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。          なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</p> <p>第二局面(交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面)  <u>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</u></p> <p>(4) 強制排除措置          ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。          イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。          ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p>	

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
144	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>4 緊急通行車両の確認等                      (1) 緊急通行車両の確認                      県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車</p>	<p><u>附属資料第15「災害時における車両等の除去活動についての協定」</u></p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等                      ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。                      イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。                      ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。                      エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。</p> <p><u>附属資料第6「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章」</u></p> <p>(6) 交通情報の収集及び提供                      交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。</p> <p>(7) エリア交通規制                      被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。</p> <p><u>附属資料第6「エリア交通規制（名古屋・尾張エリア、三河エリア）」</u></p> <p>(8) 交通情報の収集及び提供                      交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。</p> <p>(9) 大震災発生時の交通規制計画                      大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。</p> <p><u>附属資料第6「大震災発生時の交通規制計画」</u></p> <p>(削除)</p>	<p>対策の整理</p>



頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
145	<p><u>両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>緊急通行車両の届出</u>  <u>緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</u></p> <p>(3) <u>緊急通行車両の標章及び証明書の交付</u>  <u>緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</u>  <u>附属資料第6「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章」</u></p>		
145	<p>5 相互協力</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(3) 応急対策の実施          所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。</p> <p>3 県(建設部)における措置</p>	<p>4 相互協力</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(3) 応急対策の実施          所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路(道路啓開ルート)の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。</p> <p>3 県(建設部)における措置</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p>
146	<p>(1) 道路被害情報の収集          ア 被害状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、<u>道路情報モニター</u>、市町村等から情報の収集に努める。</p> <p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>3 県(防災局、各部局)における措置</p>	<p>(1) 道路被害情報の収集          ア 被害状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。</p> <p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>3 県(防災局、各部局)における措置</p>	<p>制度廃止</p>
148	<p>(4) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。          また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送を要請する。          (追加)</p>	<p>(4) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。          また、関係機関に対して、<u>災害応急対策必要物資の運送及び一時保管等を要請する。</u>  <u>附属資料第15「災害発生時等の物資の保管等に関する協定書(県対東海倉庫協会)</u></p>	<p>対策の整備</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																		
150	<p>第 9 章 浸水・津波対策 基本方針 水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。</p>	<p>第 9 章 浸水・津波対策 基本方針 水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。</p>	法の改正																		
151	<p>第 2 節 津波対策 (2) 避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等 ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難勧告、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、災害時要援護者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。</p>	<p>第 2 節 津波対策 (2) 避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等 ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難勧告、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。</p>	法の改正																		
153	<p>第 10 章 避難者・帰宅困難者対策 基本方針 市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者への支援体制を整備するものとする。 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>要援護者の安否確認・避難誘導</td> </tr> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">第 1 節 避難の勧告・指示</td> <td>市町村</td> <td>1(1) (略) (追加) 1(2) 報告（災害対策基本法第60 条第3 項） 1(3)、1(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県(知事又は知事の命)</td> <td>3(1)～3(3) (略) (追加)</td> </tr> </table>	市町村	要援護者の安否確認・避難誘導	第 1 節 避難の勧告・指示	市町村	1(1) (略) (追加) 1(2) 報告（災害対策基本法第60 条第3 項） 1(3)、1(4) (略)	水防管理者	(略)	県(知事又は知事の命)	3(1)～3(3) (略) (追加)	<p>第 10 章 避難者・帰宅困難者対策 基本方針 市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</td> </tr> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">第 1 節 避難の勧告・指示</td> <td>市町村</td> <td>1(1) (略) 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告（災害対策基本法第60 条第4 項） 1(4)、1(5) (略)</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県(知事又は知事の命)</td> <td>3(1)～3(3) (略) 3(4) 市町村長への助言</td> </tr> </table>	市町村	避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	第 1 節 避難の勧告・指示	市町村	1(1) (略) 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告（災害対策基本法第60 条第4 項） 1(4)、1(5) (略)	水防管理者	(略)	県(知事又は知事の命)	3(1)～3(3) (略) 3(4) 市町村長への助言	法の改正  法の改正  法の改正
市町村	要援護者の安否確認・避難誘導																				
第 1 節 避難の勧告・指示	市町村	1(1) (略) (追加) 1(2) 報告（災害対策基本法第60 条第3 項） 1(3)、1(4) (略)																			
	水防管理者	(略)																			
	県(知事又は知事の命)	3(1)～3(3) (略) (追加)																			
市町村	避難行動要支援者の安否確認・避難誘導																				
第 1 節 避難の勧告・指示	市町村	1(1) (略) 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告（災害対策基本法第60 条第4 項） 1(4)、1(5) (略)																			
	水防管理者	(略)																			
	県(知事又は知事の命)	3(1)～3(3) (略) 3(4) 市町村長への助言																			

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）			改正案			改正理由
154		を受けた職員	3(4)～3(7) (略)		を受けた職員	3(5)～3(8) (略)	法の改正、対策の整理
		県警察(警察官)	(略)		県警察(警察官)	(略)	
		第四管区海上保安本部(海上保安官)	(略)		第四管区海上保安本部(海上保安官)	(略)	法の改正、対策の整理
		自衛隊(自衛官)	(略)		自衛隊(自衛官)	(略)	
	第3節 災害時要援護者支援対策	市町村	1(1) 要援護者の安否確認・避難誘導(追加) 1(2)～1(5) (略) 1(6) 外国人への情報提供	第3節 要配慮者支援対策	市町村	1(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1(2) 避難行動要支援者の避難支援 1(3)～1(6) (略) 1(7) 外国人への情報の提供と収集	法の改正
		県	(略)		県	(略)	
155	第1節 避難の勧告・指示 1 市町村における措置 (1) 避難のための準備情報・勧告・指示 (略) また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者に早めの段階で避難行動を求める避難準備(災害時要援護者避難)情報を伝達する。 (追加)		第1節 避難の勧告・指示 1 市町村における措置 (1) 避難のための準備情報・勧告・指示 (略) また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備(要配慮者避難)情報を伝達する。  なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。 (2) 知事等への助言の要求 市町村長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行	法の改正			
	(追加)						

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
156	<p>(2) 報告（災害対策基本法第60 条第3 項）</p> <p>(3) (4) (略)</p> <p>3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置 (追加)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 広域一時滞在に係る協議等 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。 (追加)</p> <p>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。</p> <p>4 県警察(警察官)における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第61 条による指示 市町村長による避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退きを指示する。</p> <p>(3) 報告・通知等 イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61 条第2 項及び第3 項）</p> <p>5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置</p> <p>(2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第61 条第2 項及び第3 項）</p> <p>8 避難の措置と周知</p>	<p><u>政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。</u></p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第60 条第4 項）</p> <p>(4) (5) (略)</p> <p>3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置</p> <p>(4) 市町村長への助言 <u>知事は、市町村長から避難のための立退きの勧告等の際に助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</u></p> <p>(5) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 広域一時滞在に係る協議等 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。 <u>県は、市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。</u></p> <p>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。<u>（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）</u></p> <p>4 県警察(警察官)における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第61 条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き<u>又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</u></p> <p>(3) 報告・通知等 イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61 条第3 項及び第4 項）</p> <p>5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置</p> <p>(2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第61 条第3 項及び第4 項）</p> <p>8 避難の措置と周知</p>	<p>法の改正 表記の整理 法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p>

地震災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由
157	<p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>イ 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>イ 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p> <p>また、市町村長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。</p>	法の改正
157	<p>9 避難の誘導等</p> <p>(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、<u>災害時要援護者の避難を優先して行う。</u></p> <p>(3) <u>災害時要援護者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</u></p> <p>第2節 避難所の開設</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 多様な避難所の確保</p> <p><u>災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>3 避難所の指定</p> <p>市町村は、<u>次の事項を勘案して、あらかじめ避難所を選定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得た上で、指定するものとする。</u></p>	<p>9 避難の誘導等</p> <p>(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、<u>避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u></p> <p>(3) <u>避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</u></p> <p>第2節 避難所の開設</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 多様な避難所の確保</p> <p><u>要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>3 避難所の指定</p> <p>市町村は、<u>あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。</u></p>	法の改正
158	<p>4 避難所の運営</p> <p>(7) 避難所内に<u>災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。</u></p> <p>(9) <u>災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフライ</u></p>	<p>4 避難所の運営</p> <p>(7) 避難所内に<u>要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。</u></p> <p>(9) <u>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での</u></p>	法の改正

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
159	<p>ンの機能低下により生活が困難となった在宅被災者に対して、<u>避難所において生活支援を行うこと。</u></p> <p>第 3 節 <u>災害時要援護者支援対策</u></p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) <u>要援護者の安否確認・避難誘導</u>                      地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、<u>要援護者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p> <p>第 3 節 <u>要配慮者支援対策</u></p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u>                      地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、<u>避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u></p> <p>ア <u>避難のための情報伝達</u>  <u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</u></p> <p>イ <u>避難行動要支援者の避難支援</u>  <u>平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</u>  <u>また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</u></p> <p>ウ <u>避難行動要支援者の安否確認</u>  <u>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</u></p> <p>エ <u>避難場所以降の避難行動要支援者への対応</u>  <u>地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者と</u></p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
159	<p>(2) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 市町村は被災した要援護者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要援護者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(4) (5) (略)</p> <p>(6) 外国人への情報提供 市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図るものとする。</p>	<p><u>もに避難場所から避難所への移送を行うこと。</u></p> <p>(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 市町村は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。</p> <p>(4) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(5) (6) (略)</p> <p>(7) 外国人への情報の提供と収集 市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>表記の整理 対策の整理</p>
160	<p>第 4 節 帰宅困難者対策</p> <p>3 支援体制の構築 (略)</p> <p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p>	<p>第 4 節 帰宅困難者対策</p> <p>3 支援体制の構築 (略)</p> <p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p>	<p>誤訂正</p>
164	<p>第 1 1 章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第 2 節 食品の供給</p> <p>5 米穀の原料調達</p> <p>(3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>第 1 1 章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第 2 節 食品の供給</p> <p>5 米穀の原料調達</p> <p>(3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（<u>生産局</u>）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第 1 2 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p>	<p>第 1 2 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p>	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由												
167	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 236 1034 355"> <tr> <td>第 2 節</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理計画</td> <td>市町村</td> <td>2(1) <u>震災廃棄物処理計画の策定</u> 2(2)～2(4) (略)</td> </tr> </table> <p>第 2 節 廃棄物処理計画 2 市町村における措置 (1) <u>震災廃棄物処理計画の策定</u> 災害対策基本法に基づく「環境省防災業務計画」により、市町村は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保するため、<u>震災廃棄物対策指針（平成10年10月：旧厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課）</u>を参考に、被災状況を調査し<u>震災廃棄物の発生量を推定するとともに、震災廃棄物処理計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p> <p>(2) (略)</p>	第 2 節	県	(略)	廃棄物処理計画	市町村	2(1) <u>震災廃棄物処理計画の策定</u> 2(2)～2(4) (略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1066 236 1904 355"> <tr> <td>第 2 節</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理計画</td> <td>市町村</td> <td>2(1) <u>災害廃棄物処理実行計画の策定</u> 2(2)～2(4) (略)</td> </tr> </table> <p>第 2 節 廃棄物処理計画 2 市町村における措置 (1) <u>災害廃棄物処理実行計画の策定</u> 災害対策基本法に基づく「環境省防災業務計画」により、市町村は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保するため、<u>災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）</u>を参考に、被災状況を調査し<u>災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p> <p>(2) (略)</p>	第 2 節	県	(略)	廃棄物処理計画	市町村	2(1) <u>災害廃棄物処理実行計画の策定</u> 2(2)～2(4) (略)	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
第 2 節	県	(略)													
廃棄物処理計画	市町村	2(1) <u>震災廃棄物処理計画の策定</u> 2(2)～2(4) (略)													
第 2 節	県	(略)													
廃棄物処理計画	市町村	2(1) <u>災害廃棄物処理実行計画の策定</u> 2(2)～2(4) (略)													
169	<p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分するものとする。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。(略)</p> <p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 市町村等は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成8年3月12日付けで「<u>一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定</u>」を締結している。市町村等は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。</p> <p>( 図中 ) <table border="1" data-bbox="197 1353 757 1401"> <tr> <td>(社)愛知県産業廃棄物協会</td> </tr> </table> 附属資料第15「<u>一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書</u></p>	(社)愛知県産業廃棄物協会	<p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分するものとする。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。(略)</p> <p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 市町村等は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「<u>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定</u>」を締結している。市町村等は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。</p> <p>( 図中 ) <table border="1" data-bbox="1066 1353 1626 1401"> <tr> <td>(一社)愛知県産業廃棄物協会</td> </tr> </table> 附属資料第15「<u>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互協</u></p>	(一社)愛知県産業廃棄物協会	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>一般社団法人化</p>										
(社)愛知県産業廃棄物協会															
(一社)愛知県産業廃棄物協会															



地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																
175	<p>（県内市町村等）」</p> <p>第 1 4 章 交通施設の応急対策 第 1 節 道路施設対策 1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 （2）道路、橋梁等の緊急復旧 道路、橋梁等の被害の状況を把握し、<u>応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p>	<p>援に関する協定書（県内市町村等）」</p> <p>第 1 4 章 交通施設の応急対策 第 1 節 道路施設対策 1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 （2）道路、橋梁等の緊急復旧 道路、橋梁等の被害の状況を把握し、<u>道路啓開ルートを確保するとともに</u>応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p>	対策の整理																
186	<p>第 1 6 章 住宅対策 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>応急危険度判定支援本部の設置 応急危険度判定活動の支援</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>応急危険度判定実施本部の設置 応急危険度判定活動の実施</td> </tr> </table>	県	応急危険度判定支援本部の設置 応急危険度判定活動の支援	市町村	応急危険度判定実施本部の設置 応急危険度判定活動の実施	<p>第 1 6 章 住宅対策 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>被災建築物応急危険度判定支援本部等の設置 判定活動の支援</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 判定活動の実施</td> </tr> </table>	県	被災建築物応急危険度判定支援本部等の設置 判定活動の支援	市町村	被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 判定活動の実施	表記の整理								
県	応急危険度判定支援本部の設置 応急危険度判定活動の支援																		
市町村	応急危険度判定実施本部の設置 応急危険度判定活動の実施																		
県	被災建築物応急危険度判定支援本部等の設置 判定活動の支援																		
市町村	被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 判定活動の実施																		
	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第 1 節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定</td> <td>県</td> <td>1(1) 応急危険度判定支援本部の設置 1(2) 応急危険度判定活動の支援</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 応急危険度判定実施本部の設置 2(2) 応急危険度判定活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第 4 節 応急仮設住宅の建設</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第 1 節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	県	1(1) 応急危険度判定支援本部の設置 1(2) 応急危険度判定活動の支援	市町村	2(1) 応急危険度判定実施本部の設置 2(2) 応急危険度判定活動の実施	第 4 節 応急仮設住宅の建設	県	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第 1 節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</td> <td>県</td> <td>1(1) 支援本部の設置 1(2) 判定活動の支援</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 実施本部の設置 2(2) 判定活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第 4 節 応急仮設住宅の建設</td> <td>県、市町村</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第 1 節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	県	1(1) 支援本部の設置 1(2) 判定活動の支援	市町村	2(1) 実施本部の設置 2(2) 判定活動の実施	第 4 節 応急仮設住宅の建設	県、市町村	(略)	表記の整理
第 1 節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	県		1(1) 応急危険度判定支援本部の設置 1(2) 応急危険度判定活動の支援																
	市町村	2(1) 応急危険度判定実施本部の設置 2(2) 応急危険度判定活動の実施																	
第 4 節 応急仮設住宅の建設	県	(略)																	
第 1 節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	県	1(1) 支援本部の設置 1(2) 判定活動の支援																	
	市町村	2(1) 実施本部の設置 2(2) 判定活動の実施																	
第 4 節 応急仮設住宅の建設	県、市町村	(略)																	
	<p>第 1 節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定 1 県(建設部)における措置 (1) 応急危険度判定支援本部の設置 実施要綱等に基づき、市町村の応急危険度判定の実施とともに、<u>応援判定士の派遣等の後方支援を行う</u>応急危険度判定支援本部（以</p>	<p>第 1 節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 1 県(建設部)における措置 (1) 支援本部の設置 実施要綱等に基づき、市町村の判定の実施とともに、<u>応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び</u></p>	表記の整理																

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
187	<p>下「支援本部」という。)を設置する。</p> <p>支援本部は、市町村判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。</p> <p>(2) 応急危険度判定活動の支援</p> <p>支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 応急危険度判定実施本部の設置</p> <p>各市町村の区域で応急危険度判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に市町村応急危険度判定実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。</p> <p>実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の応急危険度判定支援本部へ支援要請を行う。</p> <p>(2) 応急危険度判定活動の実施</p> <p>実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、<u>応急危険度判定活動</u>を実施する。</p>	<p><u>被災宅地危険度判定支援本部</u>(以下「支援本部」という。)を設置する。</p> <p>支援本部は、<u>2(1)の実施本部</u>からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。</p> <p>(2) 判定活動の支援</p> <p>支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 実施本部の設置</p> <p>各市町村の区域で判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に<u>被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部</u>(以下「実施本部」という。)を設置する。</p> <p>実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。</p> <p>(2) 判定活動の実施</p> <p>実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。</p>	<p>表記の整理</p>
188	<p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は地震災害のため住家に被害が生じた場合、<u>り災証明の発行</u>、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 県(建設部)、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</p> <p>(5) 応援協力の要請</p> <p>被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。</p>	<p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は地震災害のため住家に被害が生じた場合、<u>罹災証明書の交付</u>、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 県(建設部)、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</p> <p>(5) 応援協力の要請</p> <p>被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。</p>	<p>法の改正</p> <p>対策の整備</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
189	<p>(追加)</p> <p>第 4 節 応急仮設住宅の建設</p> <p>1 県(建設部)における措置</p> <p>県は家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。</p> <p>(1) 応援協力の要請</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設、業者の選定等に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</p> <p>&lt;協定締結団体&gt;</p> <p><u>社団法人プレハブ建築協会、社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会</u></p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア 建物の規模及び費用</p> <p>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、<u>厚生労働大臣</u>の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</p> <p>イ 建設の時期</p> <p>地震災害が発生した日から原則として20 日以内に着工するものとする。</p> <p>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に<u>厚生労働大臣</u>の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>(4) 被災者の収容及び管理運営</p> <p>イ 入居者の選定</p> <p>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村が行う。</p> <p>なお、収容にあたっては<u>災害時要援護者</u>に十分配慮する。</p> <p>第 5 節 住宅の応急修理</p> <p>1 県(建設部)における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>エ 修理の期間</p>	<p><u>附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定(県対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県支部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会)」</u></p> <p>第 4 節 応急仮設住宅の建設</p> <p>1 県(建設部) <u>及び市町村</u>における措置</p> <p>県は市町村からの要請を受け、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。</p> <p>(1) 応援協力の要請</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設、業者の選定等に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</p> <p>&lt;協定締結団体&gt;</p> <p><u>一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会</u></p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア 建物の規模及び費用</p> <p>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、<u>内閣総理大臣</u>の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</p> <p>イ 建設の時期</p> <p>地震災害が発生した日から原則として20 日以内に着工するものとする。</p> <p>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に<u>内閣総理大臣</u>の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>(4) 被災者の収容及び管理運営</p> <p>イ 入居者の選定</p> <p>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村が行う。</p> <p>なお、収容にあたっては<u>要配慮者</u>に十分配慮する。</p> <p>第 5 節 住宅の応急修理</p> <p>1 県(建設部)における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>エ 修理の期間</p>	<p>対策の整理</p> <p>一般社団法人化</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由						
191	<p>地震災害が発生してから1 か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>第6節 障害物の除去 1 市町村における措置 (1) 障害物の除去の実施     工 除去の期間         災害が発生してから10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	<p>地震災害が発生してから1 か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>第6節 障害物の除去 1 市町村における措置 (1) 障害物の除去の実施     工 除去の期間         災害が発生してから10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	法の改正						
197	<p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置     基本方針         地震災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。         被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる<u>り災証明</u>について、早期に被災者に交付するものとする。</p>	<p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置     基本方針         地震災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法等を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。         被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる<u>罹災証明書</u>について、<u>その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u></p>	表記の整理  法の改正						
198	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 1385 1032 1425"> <tr> <td data-bbox="197 1385 331 1425">第1節</td> <td data-bbox="331 1385 517 1425">県</td> <td data-bbox="517 1385 1032 1425">1(1) 義援金の受付、配分</td> </tr> </table>	第1節	県	1(1) 義援金の受付、配分	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 1385 1899 1425"> <tr> <td data-bbox="1064 1385 1198 1425">第1節</td> <td data-bbox="1198 1385 1384 1425">県</td> <td data-bbox="1384 1385 1899 1425">1(1) 義援金の受付、配分</td> </tr> </table>	第1節	県	1(1) 義援金の受付、配分	法の改正
第1節	県	1(1) 義援金の受付、配分							
第1節	県	1(1) 義援金の受付、配分							

地震災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)			改正案			改正理由
198	義援金その他資金等による支援		1(2) 災害見舞金の支給 (追加)	義援金その他資金等による支援		1(2) 災害見舞金の支給 1(3) 被災者に関する情報の提供	対策の整理 表記の整理
		市町村	2(1) 災害弔慰金の支給 2(2) 災害障害見舞金の支給 2(3) 災害援護資金の貸付		市町村	2(1) 災害弔慰金等の支給 2(2) 罹災証明書の交付等 (削除)	
		日本赤十字社 愛知県支部	(略)		日本赤十字社 愛知県支部	(略)	
		県社会福祉協 議会	(略)		県社会福祉協 議会	(略)	
		被災者生活再 建支援法人	(略)		被災者生活再 建支援法人	(略)	
		報道機関等	(略)		報道機関等	(略)	
		第2節 金融対策	東海財務局、 日本銀行名古 屋支店		(略)	第2節 金融対策	
	県		2 金融機関に対する要請	県	2 共済事業を行う中小企業等協同組合 並びに農業協同組合系及び漁業協同組 合系金融機関に対する要請		
	第5節 暴力団等 への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握の徹底 1(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業 参入・介入実態の把握 1(3) 暴力団排除活動の徹底 1(4) 外国人被災者への広報活動	第5節 暴力団等 への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業 からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等 (削除)	
		県、市町村	(略)		県、市町村	(略)	
		愛知労働局	(略)		愛知労働局	(略)	
		東海財務局、 日本銀行名古 屋支店	(略)		東海財務局、 日本銀行名古 屋支店	(略)	
第1節 義援金その他資金等による支援 1 県(会計局、健康福祉部)における措置 (追加)	第1節 義援金その他資金等による支援 1 県(会計局、健康福祉部、 <u>防災局</u> )における措置 (3) 被災者に関する情報の提供	法の改正					

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>2 市町村における措置</p> <p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。</p> <p><u>(1) 災害弔慰金の支給</u> (略)</p> <p><u>(2) 災害障害見舞金の支給</u> (略)</p> <p><u>(3) 災害援護資金の貸付</u> (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p><u>(1) 災害弔慰金等の支給</u></p> <p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。</p> <p><u>ア 災害弔慰金の支給</u> (略)</p> <p><u>イ 災害障害見舞金の支給</u> (略)</p> <p><u>ウ 災害援護資金の貸付</u> (略)</p> <p><u>(2) 罹災証明書の交付等</u></p> <p><u>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p>	<p>法の改正</p>
199	<p>4 県社会福祉協議会における措置</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として<u>災害援護資金の貸付け</u>を行う。</p> <p>第2節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p>	<p>4 県社会福祉協議会における措置</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として<u>福祉資金の貸付け</u>を行う。</p> <p>第2節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p>	<p>名称変更</p>
200	<p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p><u>ウ 火災共済協同組合への措置</u></p> <p><u>(ア) 共済金等の支払いに係る便宜措置</u></p> <p>共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、</p>	<p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p>(削除)</p>	<p>法の改正</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
201	<p><u>可能な限り便宜措置を講ずる。</u></p> <p><u>(イ) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予に関する措置</u>  <u>共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、</u>  <u>共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</u>  <u>火災共済協同組合において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</u></p> <p>エ 証券会社等への措置                      (追加)</p>	<p>ウ 証券会社等への措置</p> <p>エ 電子債権記録機関への措置</p> <p><u>(ア) 取引停止処分、休日営業等に関する措置</u>  <u>災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。</u></p> <p><u>(イ) 営業停止等における対応に関する措置</u>  <u>営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p>	<p>法の改正</p>
201	<p>2 県(農林水産部)における措置                      農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。</p> <p>第3節 住宅等対策</p> <p>1 県(建設部)における措置</p> <p>(2) 災害公営住宅の建設                      被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合は、<u>県が公営住宅法に基づき建設するものとする。</u></p>	<p>2 県(産業労働部、農林水産部)における措置                      共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。</p> <p>第3節 住宅等対策</p> <p>1 県(建設部)における措置</p> <p>(2) 災害公営住宅の建設                      被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合は、<u>県が市町村に代わり災害公営住宅を建設するものとする。</u></p>	<p>法の改正                      表記の整理</p>
203	<p>第5節 暴力団等への対策</p> <p>1 県警察における措置</p>	<p>第5節 暴力団等への対策</p> <p>1 県警察における措置</p>	<p>対策の整理</p>

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
203	<p>(1) 暴力団等の動向把握の徹底</p> <p>ア 暴力団等の動向把握 被災地の復旧・復興事業に係る利権をめくり、暴力団等犯罪組織の間で縄張り争いが生じ、対立抗争事件に発展することが懸念されるため、暴力団等の動向把握に努める。</p> <p>イ 国際犯罪組織の動向把握 被災地の混乱に乗じた不良来日外国人による組織的な窃盗や外国人被災者の生活苦に乗じたヤミ金融事犯等の発生が懸念されるため、国際犯罪組織の動向把握に努める。</p> <p>(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握 暴力団は、関係企業や共生者を利用して復旧・復興事業に参入・介入することが予測されることから、実態解明を徹底するとともに、参入・介入に関する動向を把握した場合は、関係行政機関、被災地方公共団体、各種団体等に対して注意喚起を行う。</p> <p>(3) 暴力団排除活動の徹底</p> <p>ア 暴排条項の導入 暴力団等による被災地の復旧・復興事業への参入・介入を防止するため、復旧・復興事業に係る契約書類等に暴力団排除の条項を盛り込むよう官民に働きかけ、暴力団、暴力団関係企業及び共生者の排除を徹底する。</p> <p>イ 各種法令の活用 復旧・復興事業への参入・介入の他に、被災地の混乱に乗じた暴力団による資金獲得活動に対しては、刑法、暴力団対策法、愛知県暴力団排除条例等を効果的に活用、運用して、検挙の徹底を図るとともに、官民が連携して暴力団排除活動の徹底に努める。</p> <p>ウ 積極的な広報活動 被災地において復旧・復興事業等に関わる暴力団等が敢行した犯罪については積極的に広報するとともに、事件検挙等の機会を捉えて、震災に便乗する暴力団や暴力団関係企業等の悪質性及び実態を知らしめる効果的な広報を実施する。</p> <p>エ 相談活動 警察本部、警察署において、暴力団等の復旧・復興事業への参入・</p>	<p>(1) 暴力団等の動向把握 災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。</p> <p>(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。</p> <p>(3) 暴力団排除に関する広報活動等 暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。</p>	



地震災害対策計画編

頁	現行（平成25年5月修正）	改正案	改正理由
	<p><u>介入の情報受理や不当要求に関する相談等の受理と的確な対応を行う。</u></p> <p>(4) <u>外国人被災者への広報活動</u>  <u>外国人被災者の不安を解消し、情報不足による混乱を防止するとともに、暴力団等からの不当な要求を防止するために、それぞれの使用言語で必要な情報を得られるよう、関係機関と連携し積極的な広報を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>	
209	<p>第3章 震災復興都市計画の決定手続き            第1節 第一次建築制限            3 指定基準  <u>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域(災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。)を定める。</u></p>	<p>第3章 震災復興都市計画の決定手続き            第1節 第一次建築制限            3 指定基準  <u>次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域(災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。)を定める。</u></p>	<p>表記の整理</p>
209	<p>第2節 第二次建築制限            2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定  <u>建築基準法第84条の区域指定の後、市町村が都市計画に、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。</u></p>	<p>第2節 第二次建築制限            2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定  <u>建築基準法第84条の区域指定の後、市町村は被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。</u></p>	<p>表記の整理</p>
211	<p>第5編 東海地震に関する事前対策            第1章 対策の意義            第1節 東海地震に関する事前対策の意義            (略)  <u>なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第1項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。</u></p>	<p>第5編 東海地震に関する事前対策            第1章 対策の意義            第1節 東海地震に関する事前対策の意義            (略)  <u>なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。</u></p>	<p>法の改正</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由						
220	<p>第 3 章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 316 1034 470"> <tr> <td data-bbox="197 316 479 470">第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員 の配備</td> <td data-bbox="479 316 757 470">西日本電信電話株式 会社、株式会社エヌ・ ティ・ティ・ドコモ、 K D D I 株式会社</td> <td data-bbox="757 316 1034 470">(略)</td> </tr> </table> <p>第 1 節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</p> <p>1 県(防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部)における措置</p> <p>(2) 医薬品等の確保 県は、市町村から血液、<u>医薬品その他衛生材料の要請があった場合に備え、関係団体に協力要請するとともに、県下の在庫状況の把握に努め、供給体制の確保を図る。</u></p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理及び住宅相談のため、<u>社団法人プレハブ建築協会、社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人愛知県建設業協会始め災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書の締結 1 2 団体及び独立行政法人住宅金融支援機構東海支店</u>に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。 附属資料第15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（県対プレハブ建築協会）」</p>	第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員 の配備	西日本電信電話株式 会社、株式会社エヌ・ ティ・ティ・ドコモ、 K D D I 株式会社	(略)	<p>第 3 章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1066 316 1904 470"> <tr> <td data-bbox="1066 316 1348 470">第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員 の配備</td> <td data-bbox="1348 316 1626 470">西日本電信電話株式 会社、株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式 会社</td> <td data-bbox="1626 316 1904 470">(略)</td> </tr> </table> <p>第 1 節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</p> <p>1 県(防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部)における措置</p> <p>(2) 医薬品等の確保 県は、市町村等から血液、<u>医薬品、医療機器及び衛生材料の要請があった場合に備え、関係団体に協力要請するとともに、県下の在庫状況の把握に努め、供給体制の確保を図る。</u></p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、<u>応急仮設住宅の建設のため一般社団法人プレハブ建築協会始め 3 団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め 1 2 団体及び住宅相談のため独立行政法人住宅金融支援機構東海支店</u>に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。  附属資料第15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（県対プレハブ建築協会・日本ツーバイフォー建築協会東海支部・全国木造建設事業協会）」</p>	第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員 の配備	西日本電信電話株式 会社、株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式 会社	(略)	<p>商号の変更</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p>
第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員 の配備	西日本電信電話株式 会社、株式会社エヌ・ ティ・ティ・ドコモ、 K D D I 株式会社	(略)							
第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員 の配備	西日本電信電話株式 会社、株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式 会社	(略)							
223	<p>7 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び K D D I 株式会社における措置</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び K D D I 株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な</p>	<p>7 西日本電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ及び K D D I 株式会社における措置</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ及び K D D I 株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を</p>	<p>商号の変更</p>						

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）			改正案			改正理由
224	手配を実施するものとする。			施するものとする。			
	第 4 章 発災に備えた直前対策 主な機関の措置			第 4 章 発災に備えた直前対策 主な機関の措置			
	第 1 節 避難対策	市町村	1(1)～1(5) (略) 1(6) <u>災害時要援護者</u> に対する支援・配慮 1(7) (略)	第 1 節 避難対策	市町村	1(1)～1(5) (略) 1(6) <u>要配慮者</u> に対する支援・配慮  1(7) (略)	法の改正
		県	(略)		県	(略)	
		県警察	(略)		県警察	(略)	
		第四管区海上保安本部	(略)		第四管区海上保安本部	(略)	
		学校	(略)		学校	(略)	
226	第 5 節 鉄道	名古屋臨海高速鉄道株式会社	9(1) 東海地震注意情報発表時 ア 旅客列車の平常運転、状況に応じた輸送力増強及び貨物列車の当社線進入禁止 イ (略) 9(2) 警戒宣言発令時 ア 運転中の列車の最寄駅停止及び運転中止 イ 電車線への送電停止 ウ 旅客への情報提供及び列車の運転休止案内	第 5 節 鉄道	名古屋臨海高速鉄道株式会社	9(1) 東海地震注意情報発表時 ア 旅客列車の平常運転及び貨物列車の当社線進入禁止  イ (略) 9(2) 警戒宣言発令時 ア 運行中の列車の最寄駅停止及び運転中止 (削除) イ 旅客への情報提供及び列車の運転休止案内	対策の整理
229	第 1 1 節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店	1(1) 預金取扱金融機関への措置 1(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置 <u>1(3) 火災共済協同組合への措置</u> 1(4) 証券会社等への措置 (追加)	第 1 1 節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店	1(1) 預金取扱金融機関への措置 1(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置 (削除) 1(3) 証券会社等への措置 1(4) <u>電子債権記録機関への措置</u>	法の改正
		県	2 農業協同組合系・漁業協同組合系金融機関に対する業務の円滑な遂行確保要		県	2 <u>共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組</u>	表記の整理

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由								
230	<table border="1" data-bbox="197 196 1032 276"> <tr> <td></td> <td></td> <td>請</td> </tr> </table> <p>第 1 節 避難対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(4) 屋外における避難生活の運営                  避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。                  ただし、<u>高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等災害時要援護者の保護</u>のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。</p> <p>(6) <u>災害時要援護者</u>に対する支援・配慮                  市町村は、<u>あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。</u></p>			請	<table border="1" data-bbox="1064 196 1899 276"> <tr> <td></td> <td></td> <td>合系の金融機関に対する業務の円滑な遂行確保要請</td> </tr> </table> <p>第 1 節 避難対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(4) 屋外における避難生活の運営                  避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。                  ただし、<u>要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。</u></p> <p>(6) <u>要配慮者</u>に対する支援・配慮                  市町村は、<u>避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。</u></p>			合系の金融機関に対する業務の円滑な遂行確保要請	法の改正		
		請									
		合系の金融機関に対する業務の円滑な遂行確保要請									
235	<p>第 4 節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>イ 広域交通規制</p> <p>(表中)</p> <table border="1" data-bbox="197 1007 1032 1126"> <tr> <td rowspan="3">高速道路</td> <td>南知多道路</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>中部国際空港連絡道路</td> </tr> </table>	高速道路	南知多道路	(追加)	中部国際空港連絡道路	<p>第 4 節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>イ 広域交通規制</p> <p>(表中)</p> <table border="1" data-bbox="1064 1007 1899 1126"> <tr> <td rowspan="3">高速道路</td> <td>南知多道路</td> </tr> <tr> <td>知多横断道路</td> </tr> <tr> <td>中部国際空港連絡道路</td> </tr> </table>	高速道路	南知多道路	知多横断道路	中部国際空港連絡道路	誤訂正
高速道路	南知多道路										
	(追加)										
	中部国際空港連絡道路										
高速道路	南知多道路										
	知多横断道路										
	中部国際空港連絡道路										
236	<p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付                  緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。</p>	<p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付                  緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。</p>	誤訂正								
246	<p>第 1 1 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p>	<p>第 1 1 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p>	法の改正								

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
247	<p>(3) 火災共済協同組合への措置</p> <p>ア 強化地域内に事務所等を置く組合の警戒宣言時の対応</p> <p><u>(ア) 業務時間中に警戒宣言が発せられた場合には、組合において、共済事業に関する業務を停止するとともに、業務停止等の措置を講じた旨を取引者に周知徹底する。</u></p> <p><u>(イ) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法として、組合において、業務停止等を行う店舗名等のポスターの店頭掲示、新聞やインターネットのホームページへの掲載等を行うことによる。</u></p> <p><u>(ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の共済事業の円滑な遂行の確保を期するため、組合において共済事業に係る業務の開始又は再開は行わない。</u></p> <p><u>(エ) 警戒宣言が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行う。</u></p> <p><u>(オ) 発災後の組合の応急措置については、第4 編第1 章第2 節1(2)ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</u></p> <p>イ 強化地域外に事務所等を置く組合の警戒宣言時の対応</p> <p>強化地域内の事務所等が業務停止等の措置をとった場合であっても、強化地域外の事務所等においては平常どおり業務を行う。</p> <p>(4) 証券会社等への措置 (追加)</p>	<p>(削除)</p> <p>(3) 証券会社等への措置</p> <p>(4) 電子債権記録機関への措置</p> <p>ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応</p> <p><u>(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。</u></p> <p><u>(イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</u></p> <p><u>(ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期するため、営業所での営業の開始又は再開は行わない。</u></p>	

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
247	<p>2 県(農林水産部)における措置  <u>県は、関係機関と緊密な連携をとりつつ、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。</u></p> <p>第 1 2 節 郵政事業対策</p> <p>1 日本郵便株式会社における措置</p> <p>(1) 強化地域内の郵便局の措置</p> <p>エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、<u>高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。</u></p>	<p>(イ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。</p> <p>(オ) 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)エに基づき、<u>適時、的確な措置を講ずる。</u></p> <p>イ <u>強化地域外に営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応強化地域内の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行う。</u></p> <p>2 県(<u>産業労働部、農林水産部</u>)における措置  <u>共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。</u></p> <p>第 1 2 節 郵政事業対策</p> <p>1 日本郵便株式会社における措置</p> <p>(1) 強化地域内の郵便局の措置</p> <p>エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、<u>要配慮者に十分配慮するものとする。</u></p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>

## 第 2 節 地震・津波被害の予測及び減災効果

### 1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果

#### (1) 被害予測

##### ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

##### イ 調査結果の概要

##### (ア) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

##### a 「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデルである。

本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

##### b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

（国が平成 24 年 8 月 29 日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」）

本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

#### (イ) 結果

##### a 「過去地震最大モデル」

##### < 揺れ、液状化 >

平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度 6 強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度 7 の非常に強い揺れが想定されることもある。

尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

震度 7：7 市町、6 強：21 市町村、6 弱：22 市町村、5 強 4 市町

##### < 浸水・津波 >

渥美半島の外海では、最短で約 9 分後に津波（30cm）が到達すると想定される。

堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。

揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。

津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深 1cm 以上）
10.2m	9 分 津波高 30cm	約 28,000ha

< 被害量の想定結果 >

建物被害 *1	揺れによる全壊	約 47,000 棟	生活への影響	避難者数 *4	避難所	約 799,000 人
	液状化による全壊	約 16,000 棟			避難所外	約 748,000 人
	津波・浸水による全壊	約 8,400 棟			合計	約 1,547,000 人
	急傾斜地崩壊等による全壊	約 600 棟		帰宅困難者数 *5	約 858,000 ~ 約 930,000 人	
	地震火災による焼失	約 23,000 棟		飲料水不足 *6	約 13,000 トン	
合計	約 94,000 棟			食料不足 *6	約 214 万食	
人的被害 *2	建物倒壊等による死者	約 2,400 人	廃棄物	毛布不足	約 45 万枚	
	浸水・津波による死者	約 3,900 人		入院対応不足数	約 6,300 人	
	急傾斜地崩壊等による死者	約 50 人		外来対応不足数	約 5,100 人	
	地震火災による死者	約 90 人		災害廃棄物 (がれき)	約 13,374,000 トン	
死者数合計	約 6,400 人			津波堆積物	約 6,864,000 トン	
ライフライン被害	上水道 (断水人口)	約 7,021,000 人	経済被害	合計	約 20,238,000 トン	
	下水道 (機能支障人口) *3	約 3,207,000 人		直接的経済被害 (復旧に要する費用)	約 13.86 兆円	
	電力 (停電軒数)	約 3,757,000 軒		間接的経済被害 (生産額の低下)	約 3.00 兆円	
	固定電話 (不通回線数)	約 1,205,000 回線				
	携帯電話 (低波基地局率) *3	約 81%				
	都市ガス (復旧対象戸数)	約 169,000 戸				
L P ガス (機能支障世帯)	約 162,000 世帯					

\*1 県全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合

\*2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜 5 時の場合

\*3 発災 1 日後の想定 \*4 発災 1 週間後の想定 \*5 平日 12 時 \*6 1~3 日目の計

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

< 揺れ、液状化 >

<p>平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度 6 弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度 7 の非常に強い揺れが想定される。</p> <p>震度 7 が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。</p> <p>尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。</p> <p>陸側ケース 震度 7 : 32 市町村、6 強 : 14 市町、6 弱 : 8 市町村</p> <p>東側ケース 震度 7 : 17 市町、6 強 : 27 市町村、6 弱 : 5 市町、5 強 : 4 市町、5 弱 : 1 村</p>
---

< 浸水・津波 >

<p>渥美半島の外海では、最短で約 5 分後に津波 (津波高 30cm) が到達すると想定される。</p> <p>堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。</p> <p>揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる場所があると想定される。</p> <p>津波ケース の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース の場合に県全体の死者数が最大となる。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>津波ケース</th> <th>津波高 (最大)</th> <th>津波到達時間 (最短)</th> <th>浸水想定域 (浸水深 1cm 以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>21m</td> <td>7 分 津波高 30cm</td> <td>約 37,000ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9.3m</td> <td>6 分 津波高 30cm</td> <td>約 35,000ha</td> </tr> </tbody> </table>	津波ケース	津波高 (最大)	津波到達時間 (最短)	浸水想定域 (浸水深 1cm 以上)		21m	7 分 津波高 30cm	約 37,000ha		9.3m	6 分 津波高 30cm	約 35,000ha
津波ケース	津波高 (最大)	津波到達時間 (最短)	浸水想定域 (浸水深 1cm 以上)									
	21m	7 分 津波高 30cm	約 37,000ha									
	9.3m	6 分 津波高 30cm	約 35,000ha									

< 被害量の想定結果 >

建物被害 *1	揺れによる全壊	約 242,000 棟	人的被害 *2	建物倒壊等による死者	約 14,000 人
	液状化による全壊	約 16,000 棟		浸水・津波による死者	約 13,000 人
	津波・浸水による全壊	約 22,000 棟		急傾斜地崩壊等による死者	約 70 人
	急傾斜地崩壊等による全壊	約 700 棟		地震火災による死者	約 2,400 人
	地震火災による焼失	約 101,000 棟		死者数合計	約 29,000 人
	合計	約 382,000 棟			

\*1 県全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合 (地震: 陸側ケース、津波ケース)

\*2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜 5 時の場合 (地震: 陸側ケース、津波ケース)



## (2) 減災効果

### ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

建物の耐震化率 100%の達成（現状：約 85%）

家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成（現状：50%）

全員が発災後すぐに避難開始

既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659 棟）

### イ 減災効果

「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割減少し、死者数は約 8 割減少すると想定される。

建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約 2 割減少すると想定される

【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約 6 割減少すると想定される。

### (ア) 建物被害

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 47,000 棟	約 20,000 棟 (約 6 割減)	約 242,000 棟	約 103,000 棟 (約 6 割減)

\* 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

### (イ) 人的被害

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約 6,400 人	約 1,200 人 (約 8 割減)	約 29,000 人	約 11,000 人 (約 6 割減)
うち建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 700 人 (約 7 割減)	約 14,000 人	約 4,900 人 (約 7 割減)
うち浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 300 人 (約 9 割減)	約 13,000 人	約 3,500 人 (約 7 割減)
自力脱出困難	約 800 人	約 200 人 (約 8 割減)	約 5,500 人	約 1,500 人 (約 7 割減)
津波からの逃げ遅れ	約 3,100 人	約 200 人 (約 9 割減)	約 7,100 人	約 2,000 人 (約 7 割減)

\*1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

\*2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

### (ウ) 経済被害額（過去地震最大モデル）

項目	対策前	対策後
経済被害額（直接被害額）	約 13.86 兆円	約 11.25 兆円（約 2 割減）